

第4節 地域環境の保全

1 大気環境の保全

(1) 大気環境の現況

ア 環境基準

大気環境の環境基準の評価には、短期的評価と長期的評価があり、基準として1時間値又は1日平均値を用いた短期的評価、または年間の平均値を用いた長期的評価に分けられます。また、両方が定められているものについては両方の評価を行います。

表 3-4-1-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19告示)
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダ イ オ キ シ ン 類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

短期的評価	
<p>環境基準と1時間値又は1日平均値とを比較して評価する方法。 浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素及び光化学オキシダントの環境基準への適否について評価を行う際に使用。</p>	
長期的評価	
<p>環境基準と年間を通した測定結果とを比較して評価する方法。 環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間98%値、2%除外値がある。</p> <p>ア 年平均値 年平均値は、1年間に測定された欠測を除くすべての1時間値を合計した数値を、その年度での測定時間数で割り算して、最小単位(0.001ppm等)未満を四捨五入して得られる算術平均値である。日本では有害大気汚染物質に係る環境基準の評価を行う際に使用。</p> <p>イ 年間98%値 1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値。 例えば、365個の日平均値がある場合は、98%値は、低い方から数えて98%目に該当する第358番目の日平均値。逆に、高い方(最高値)から数えると、最高値から数えて2%目の7番目までを除いた第8番目の日平均値が98%値である。二酸化窒素の環境基準への適否について長期的な評価を行う際に使用している。</p> <p>ウ 2%除外値 2%除外値は、1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。 例えば、365個の日平均値がある場合は、高い方から数えて2%目に該当する7に1を加えた第8番目の日平均値が、2%除外値となる。</p>	

イ 常時監視

本市の大気環境の状況を4地点において常時監視しています。常時監視局の設置主体、測定項目は表3-4-1-2に示すように、市設置分は一般観測局2局、県設置分は一般観測局1局、自動車排出ガス観測局1局となっています。

これらの監視局のデータはすべて福井県衛生環境研究センターにテレメーターで送られ、集中監視されています。

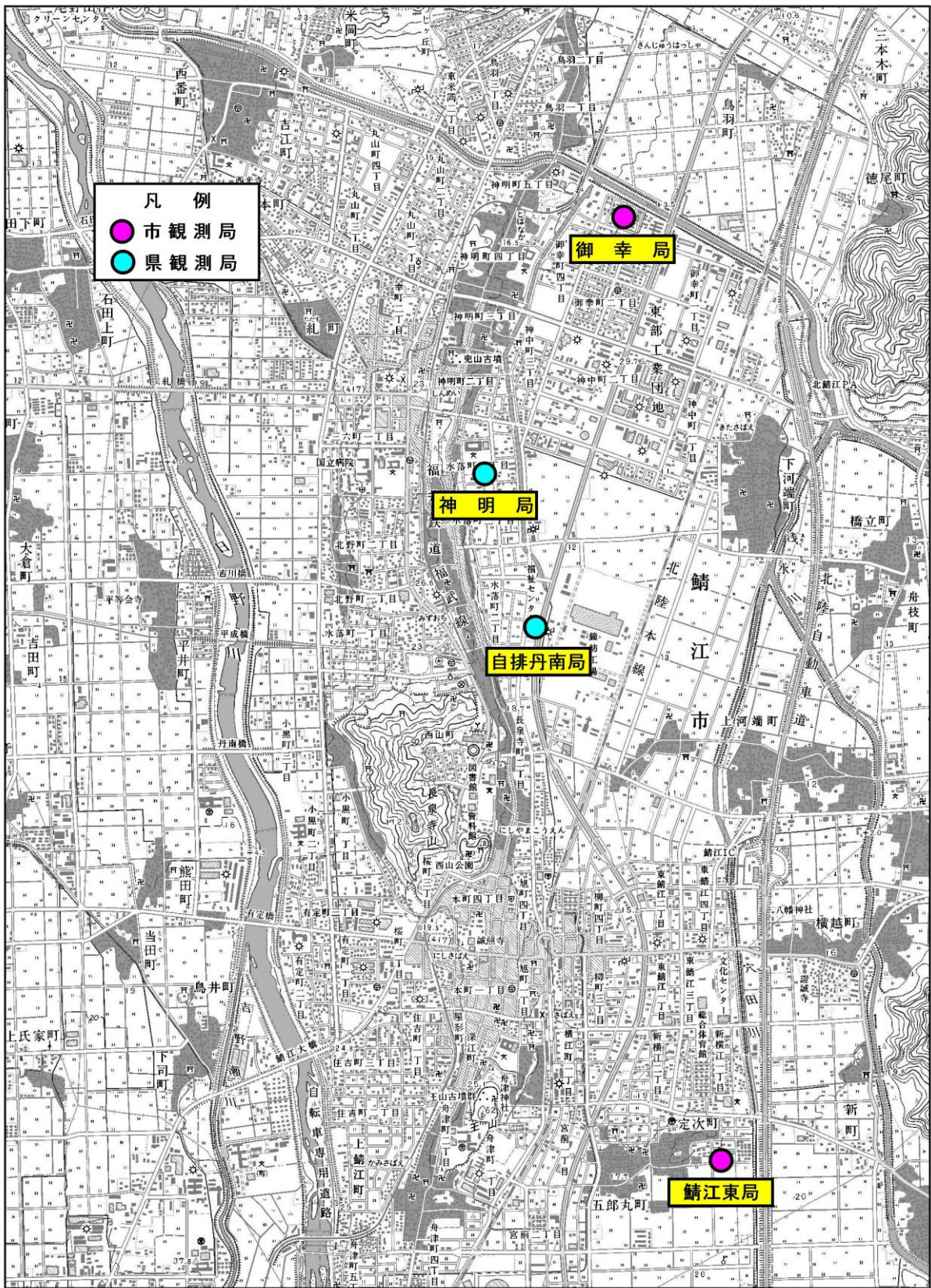
表 3-4-1-2 大気汚染監視測定体制

局名	設置場所	設置主体	測定項目 (注1)														
			SO ₂	SPM	PM2.5	NO	NO ₂	NO _x	THC	CH ₄	非CH ₄	OX	CO	WD	WV		
自動車排ガス南	水落町2丁目	県		○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	
神明	水落町4丁目	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
鯖江東	定次町	市	○	○											○	○	
御幸	御幸町3丁目	市	○	○												○	○

(注1) 測定項目

SO ₂	二酸化硫黄	SPM	浮遊粒子状物質	PM2.5	微小粒子状物質
NO	一酸化窒素	NO ₂	二酸化窒素	NO _x	窒素酸化物
THC	全炭化水素	CH ₄	メタン	非CH ₄	非メタン炭化水素
OX	オキシダント	CO	一酸化炭素	WD	風向
WV	風速				

図 3-4-1-1 大気汚染自動監視測定地点図



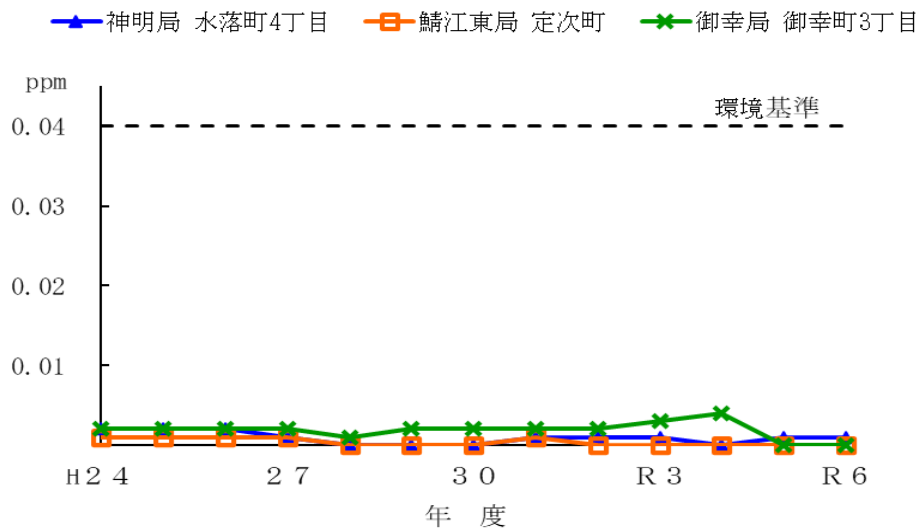
(ア) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は主に燃料や原料中に含有する硫黄分が燃焼することによって生じ、呼吸器系への悪影響を及ぼすほか、酸性雨の原因となります。観測は一般環境大気観測局の神明局（溶液導電率法）、鯖江東局、御幸局（紫外線蛍光法）で行っています。環境基準と比較した場合、全局で短期的評価、長期的評価とも達成されており、基準値を大きく下回っていました。また、1時間値の年平均値の最高は、鯖江東局の0.005ppmであり、県の環境上の指導基準（1時間値の年平均値が0.015ppm以下）についても達成されていました。（表3-4-1-3）1時間値の年平均値の経年変化は、全体的に横ばいで推移しています。（図3-4-1-2）

表 3-4-1-3 令和6年度 二酸化硫黄測定結果

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	1時間値の年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数と割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
					時間	%	日	%				
神明	第1種中高層住専	363	8691	0.001	0	0	0	0	0.004	0.001	無	0
鯖江東	第1種中高層住専	362	8678	0.000	0	0	0	0	0.005	0.001	無	0
御幸	第2種中高層住専	362	8690	0.000	0	0	0	0	0.004	0.001	無	0

図 3-4-1-2 二酸化硫黄の経年変化



(イ) 二酸化窒素 (NO₂)

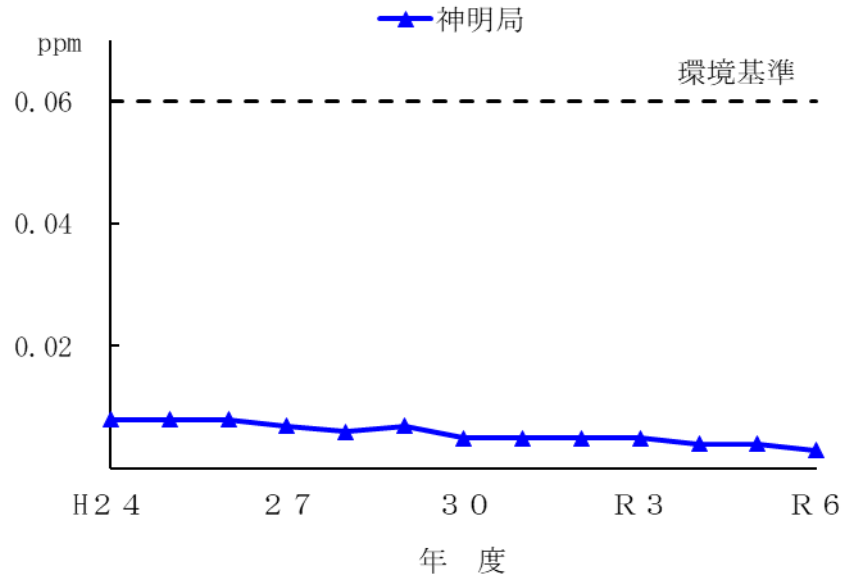
二酸化窒素は、呼吸器に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となります。観測は一般観測局の神明局で行っています。環境基準との比較は、日平均のうち低い方から98%に相当する値（日平均値の年間98%）が0.06ppm以下かどうかで評価することとなっています。

令和6年度の測定結果は0.06ppm以下であり、環境基準は達成されていました。（表3-4-1-4）1時間値の年平均値の経年変化は、全体的に減少傾向となりました。（図3-4-1-3）

表 3-4-1-4 令和6年度 二酸化窒素測定結果

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを越えた時間数と割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数と割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)
						時間	%	時間	%	日	%	日	%		
神明	第1種中高層住専	359	8614	0.003	0.039	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0

図 3-4-1-3 二酸化窒素の経年変化



(ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

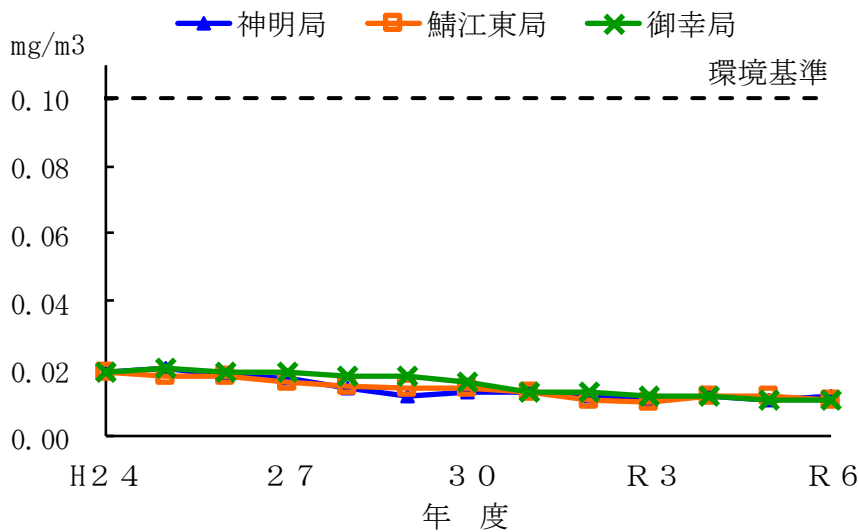
浮遊粒子状物質は、大気中に漂う粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子で、工場のばい煙や自動車の排ガスから発生し、呼吸器に悪影響を与えると考えられています。観測は神明局、鯖江東局、御幸局でベータ線吸収法により行っています。

環境基準と比較した場合、短期的評価、長期的評価ともに全局で達成されており、基準値を下回っていました。(表3-4-1-5) 1時間値の年平均値の経年変化は、全体的に横ばいで推移しています。(図3-4-1-4)

表 3-4-1-5 令和6年度 浮遊粒子状物質測定結果

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値 (mg/m^3)	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を越えた時間数		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越えた日数		1時間値の最高値 (mg/m^3)	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)	日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)
		(日)	(時間)		時間	%	日	%				
神明	第1種中高層住専	363	8713	0.012	0	0	0	0	0.088	0.027	無	0
鯖江東	第1種中高層住専	363	8722	0.011	0	0	0	0	0.110	0.028	無	0
御幸	第2種中高層住専	364	8738	0.011	0	0	0	0	0.076	0.028	無	0

図 3-4-1-4 浮遊粒子状物質の経年変化



(エ) 微小粒子状物質 (PM 2.5)

微小粒子状物質（浮遊粒子状物質の中でも、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことを指します。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がんなど呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念されています。）については、一般大気観測局である県設置の神明局で平成25年3月からベータ線吸収法により測定を行っております。

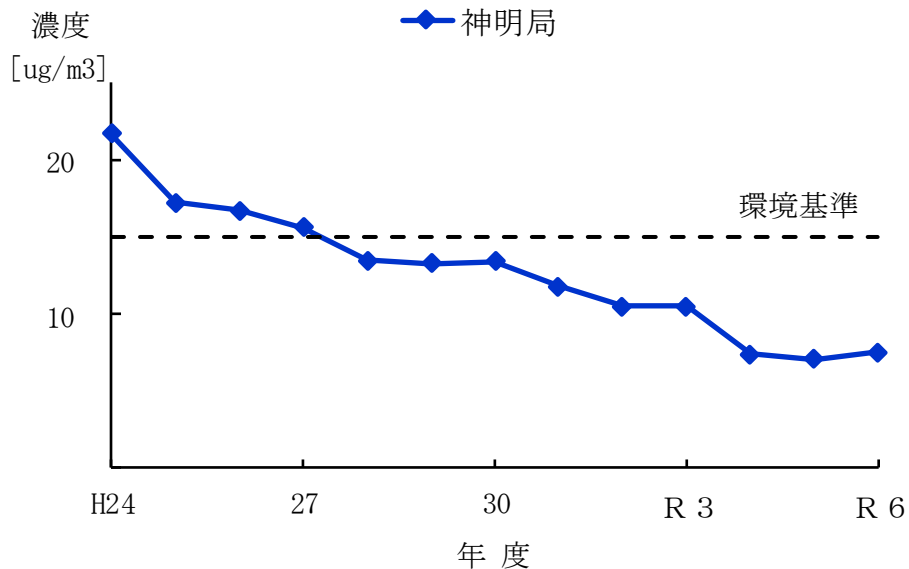
PM2.5濃度の1日平均値が1立方メートルあたり $70\mu\text{g}$ を超えると予想される時に注意喚起の発令を行い、関係施設への連絡と広報車、HP、メール等で市民へ周知することになっています。令和6年度中に注意喚起を行った日はありませんでした。

環境基準と比較した場合、長期基準の年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ および、短期基準の日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満であり、環境基準を達成しました。（表3-4-1-6、図3-4-1-5）

表 3-4-1-6 令和6年度 微小粒子状物質 (PM 2.5) 測定結果

観測局名	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数と割合	
		(日)			(日)	(%)
神明	第1種中高層住専	363	7.5	19.4	0	0.0

図 3-4-1-5 微小粒子状物質 (PM 2.5) の経年変化



(オ) 光化学オキシダント (OX)

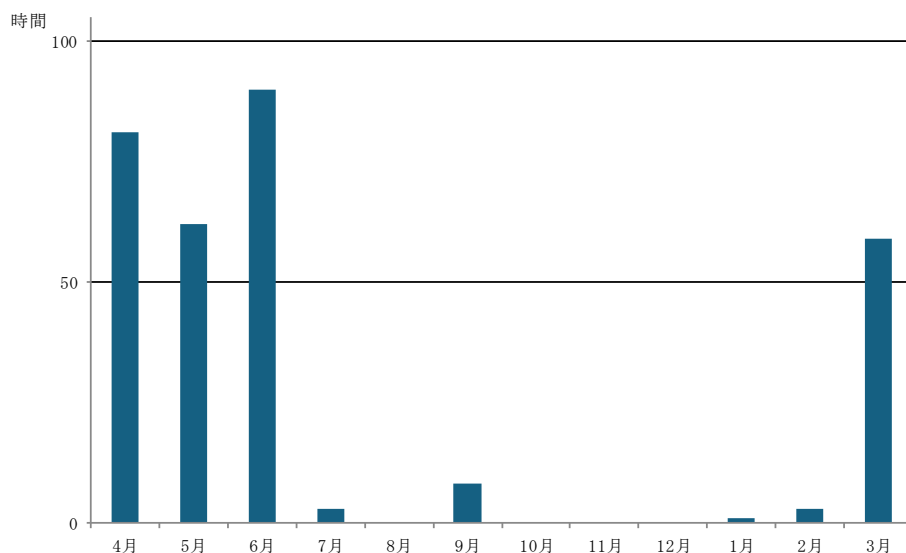
光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こした結果生ずる、オゾンなどの酸化性物質の総称であり、目および気道に対して刺激性を有しています。観測は神明局で行っています。短期的評価でみると、令和6年度の昼間の1時間値は6月がピークとなっており、環境基準である0.06ppmを超えた時間は307時間、日数にして56日となりました。

しかし、光化学スモッグ注意報発令基準値（1時間値が0.12ppm以上）に達することはなく、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。（表3-4-1-7、図3-4-1-6）

表 3-4-1-7 令和6年度 光化学オキシダント測定結果

測定局名	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを越えた日数と時間			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	日	時間	時間(%)	日	時間	(ppm)	(ppm)
神明	第1種中高層住専	363	5409	0.036	56	307	5.7	0	0	0.091	0.047

図 3-4-1-6 令和6年度 昼間の1時間値が0.06ppmを越えた時間数



ウ 酸性雨調査

平成2年度から酸性雨調査を実施しています。令和6年度の結果（市役所本館屋上にて採水）を表3-4-1-8に示しました。酸性雨はpH5.6以下の雨（大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時に、pH5.6を示すため、酸性雨はpH5.6以下と定義づけられています。）のことであり、経年変化では中性域に近づいてはいますが、令和6年度のpH年平均値は5.7となりました。（表3-4-1-8、図3-4-1-7、図3-4-1-8）

表3-4-1-8 令和6年度 酸性雨調査結果および経年変化

測定項目	R6				H30 平均	H31 (R1) 平均	R2 平均	R3 平均	R4 平均	R5 平均
	検体数	最大値	最小値	平均						
水素イオン濃度	4	6.8	4.9	5.7	5.9	4.7	5.1	5.1	5.3	5.5
導電率 (mS/m)	4	2.9	0.2	1.3	3.3	4.8	8.5	6.1	4.7	0.9
硫酸イオン (mg/L)	4	1.4	0.1	0.7	2.2	3.8	4.7	3.3	3.1	0.7
硝酸イオン (mg/L)	4	0.7	0.2	0.4	1.8	2	3.3	5.4	2.9	0.6
塩化物イオン (mg/L)	4	6.5	<0.1	2.0	4.2	5.3	15.5	9.7	5.8	0.6
アンモニウムイオン (mg/L)	4	0.14	0.02	0.1	0.6	0.5	1	0.9	0.6	0.2
ナトリウムイオン (mg/L)	4	3.6	<0.1	1	2.5	3.3	8.4	5.8	3.4	1
カリウムイオン (mg/L)	4	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4	0.8	0.3	0.2
カルシウムイオン (mg/L)	4	1	0.3	1	0.3	0.6	1.5	1.3	1.9	0.5
マグネシウムイオン (mg/L)	4	0.4	0.1	0.4	0.31	0.38	1.03	0.78	0.45	0.1

図3-4-1-7 pHの経年変化

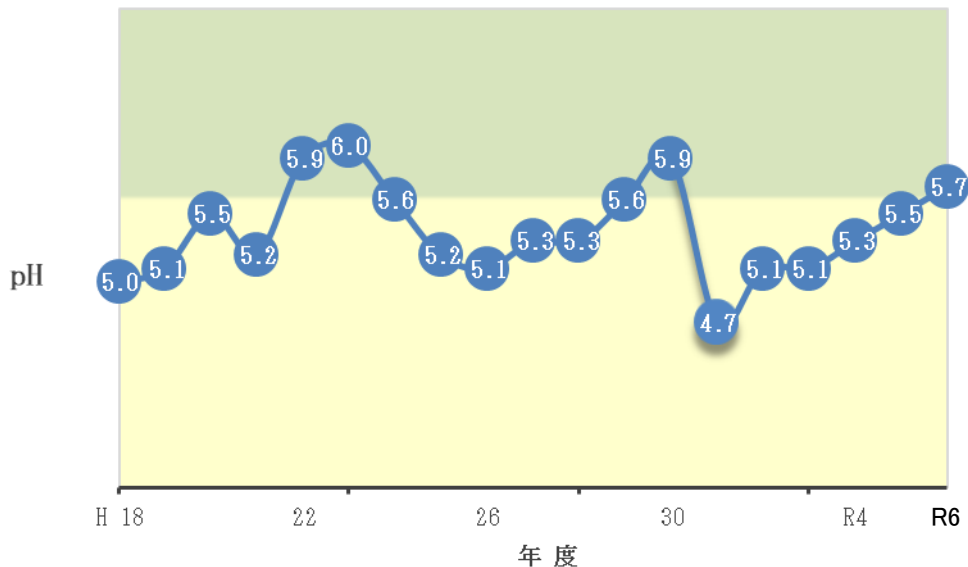
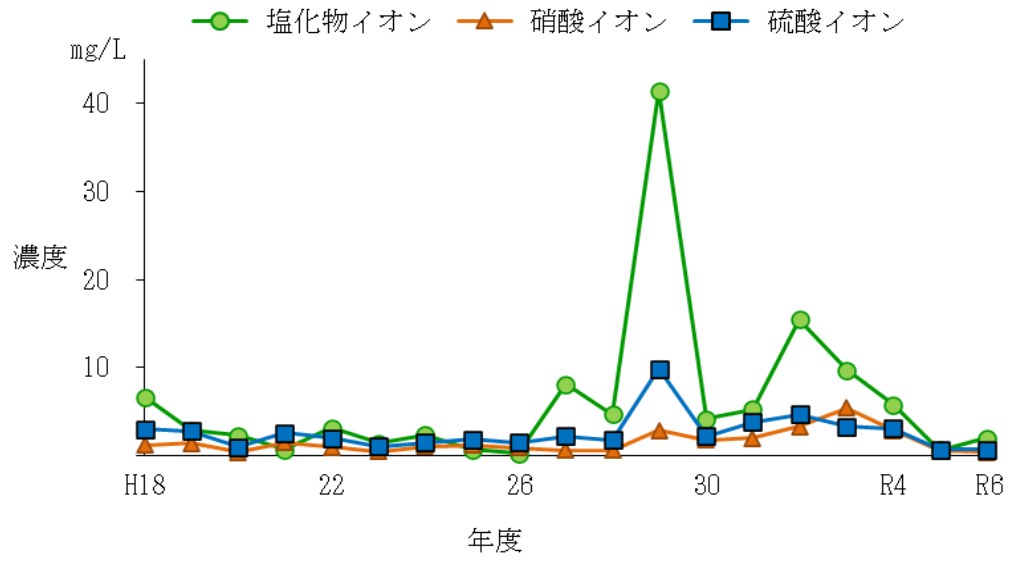


図 3-4-1-8 硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオンの経年変化



(2) 大気環境保全対策

ア 条例による規制

鯖江市公害防止条例では、大気汚染防止法・福井県公害防止条例で規制を受けない工場・事業所に対して、燃料の使用量により重油中の硫黄分含有率について燃料基準（表 3-4-1-9）を定めています。

表 3-4-1-9 燃料基準

区 分	燃料消費量（単位：kℓ /日）	硫黄含有率（単位：％）
特定工場	0.5以上 2未満	1.5 以下
	2.0 以上	1.3 以下

またボイラー・焼却炉等の施設に対しては、ばいじんに係る規制基準（表 3-4-1-10）および設備基準（表 3-4-1-11）を定めて規制しています。

表 3-4-1-10 ばいじんに係る規制基準（抜粋）

特定工場の種類		規模	排出基準
ボイラーを使用するもの	重油その他の液体燃料またはガスを専焼するボイラーを使用するもの	大気汚染防止法の適用を受ける規模のものを除く。	0.3 g/Nm ³
	石炭を専焼するボイラーを使用するもの		0.8 g/Nm ³
	上記以外のボイラーを使用するもの		0.4 g/Nm ³
焼成炉および溶融炉を使用して窯業製品の製造または加工を行うもの		焼成炉および溶融炉の火格子面積が0.5平方メートル以上1.0平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること	0.4 g/Nm ³
廃棄物焼却炉を使用するもの		廃棄物焼却炉の火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、または焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること	0.7 g/Nm ³

表 3-4-1-11 ばいじんに係る設備基準

ばい煙発生施設		設 備 基 準
種 類	能力または規模	
ボイラー	重油を燃料とするもので1時間当りの消費量が3キロリットル以上のもの	電気集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること
	重油を燃料とするもので1時間当りの消費量が0.8キロリットル以上3キロリットル未満のもの	遠心力集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること
廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当り100キログラムの以上のもの	遠心力集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること
窯業製品の製造の用に伴う焼成炉および溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当り50リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるもの	遠心力集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること

※この表に掲げる設備基準は、昭和50年12月1日以降新たに設置または増設したばい煙発生施設に限って適用する。また、排煙脱硫装置を有するばい煙発生施設については、この基準を適用しない。

イ 環境保全協定の締結

燃料使用量の多い規模の大きな工場に対しては、環境保全協定を締結し、ばい煙濃度や使用燃料の硫黄分含有率の低減を図るなど、法令による規制基準よりさらに厳しく規制をしています。

環境保全協定締結事業場に対しては、協定に基づき自主測定を義務付け、その結果の定期的な報告を求めています。

ウ 立入調査

環境保全協定に基づく立入調査を実施し、重油中の硫黄分含有量や、ばい煙濃度の測定を実施しています。令和6年度には7工場について年2回立入調査し、延べ86検体の測定を実施しました。重油中の硫黄分含有率において、1か所基準を超過していたため、規制基準遵守率は約99%となりました。(表3-4-1-12)

表 3-4-1-12 令和6年度 大気関係基準遵守状況

項 目		延べ検体数	基準超過検体数
重油中硫黄分	含有率	8	1
硫黄酸化物	排出濃度	10	0
	排出量	10	0
窒素酸化物	排出濃度	16	0
	排出量	10	0
ばいじん	排出濃度	16	0
塩化水素	排出濃度	4	0
その他の項目 ※	排出濃度	12	0
合 計		86	1

※その他の項目：ダイオキシン類、カドミウム、塩素、ふっ素・ふっ化水素・ふっ化ケイ素、鉛

エ 光化学スモッグ対策

光化学スモッグの原因物質となる光化学オキシダント濃度の測定は、県が市内1ヶ所（神明局）で常時監視しており、そのデータはテレメーターで県衛生環境研究センター（福井市原目町）に送られています。

県は光化学スモッグの発生が予測される場合、当該地域に「予報」「注意報」を発令し、住民に周知する連絡体制をとっています。本市においても光化学スモッグ予警報等連絡会を設置し、連絡経路を明確にするとともに、すみやかに市民に周知徹底するよう体制を整えています。

令和6年度鯖江市における光化学オキシダント濃度の状況は、「注意報」の発令基準である0.120ppm以上のオキシダント測定値が観測された日はありませんでした。光化学オキシダントは窒素酸化物の濃度に対して相対的に非メタン炭化水素の濃度の比率が高くなると発生するということが、長年にわたる広域的な実測データから明らかになっています。近年、全国的に窒素酸化物などの濃度は改善傾向にあるにもかかわらず、光化学オキシダントの濃度は漸増傾向となっている原因は、自動車公害対策の進展などによる窒素酸化物の低下に比べ、非メタン炭化水素の削減が追いついていないからだと考えられています。

2 水環境の保全

(1) 公共用水域の水質

ア 環境基準

環境基準は、全ての公共用水域を対象とする「人の健康の保護に関する項目（健康項目）」（表 3-4-2-1）と、利用目的等に応じて定められた各公共用水域の類型ごとに定められた「生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）」（表 3-4-2-2）とに分けられています。

また、人の健康の保護や水生生物に関連する物質であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とはしていない項目として「公共用水域の要監視項目および指針値（要監視項目）」（表 3-4-2-3）が定められています。

表 3-4-2-1 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

イ 市内河川の類型指定状況

令和7年3月31日現在

河川名	水域	福井県告示	類型	達成期間
日野川	日野川下流 (御清水川合流点から下流)	昭和47年3月31日	B	ロ
浅水川	浅水川上流 (穴田川合流点から上流)	昭和53年3月31日	C	イ
		平成14年3月29日	B	イ
	浅水川下流 (穴田川合流点から下流)	昭和53年3月31日	D	ロ
		平成14年3月29日	C	イ
鞍谷川	鞍谷川下流 (服部川合流点から浅水川合流点まで)	平成14年3月29日	C	イ
穴田川	穴田川全域	平成20年3月28日	B	イ
吉野瀬川	吉野瀬川下流 (大虫川合流点から下流)	昭和53年3月31日	C	イ

「イ」…直ちに達成

「ロ」…5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」…5年を超える期間で可及的速やかに達成

表 3-4-2-2 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

類 型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		p H	B O D	S S	D O	大腸菌数 [90%水質値]	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下※	
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100mL 以下	日野川 浅水川上流 (穴田川合流前) 穴田川
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	浅水川下流 (穴田川合流後) 鞍谷川下流 吉野瀬川
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	2 mg/L 以上	—	

※1 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

表 3-4-2-3 公共用水域の要監視項目および指針値（要監視項目）

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L 以下	イ プ ロ ベ ン ホ ス	0.008 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	— (注1)
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	ト ル エ ン	0.6 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	キ シ レ ン	0.4 mg/L 以下
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005 mg/L 以下	ニ ッ ケ ル	— (注2)
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	0.003 mg/L 以下	モ リ ブ デ ン	0.07 mg/L 以下
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/L 以下	ア ン チ モ ン	0.02 mg/L 以下
オ キ シ ン 銅	0.04 mg/L 以下	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/L 以下
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.05 mg/L 以下	エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	0.0004 mg/L 以下
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008 mg/L 以下	全 マ ン ガ ン	0.2 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下	ウ ラ ン	0.002 mg/L 以下
ジ ク ロ ル ボ ス	0.008 mg/L 以下	P F O S 及 び P F O A	0.00005 mg/L 以下 (暫定)
フ ェ ノ ブ カ ル ブ	0.03 mg/L 以下		

(注1)胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2)毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

ウ 水質調査

河川における水質の汚濁を防止するため、市内を流れる13河川の水質の状況を定期的に調査しています。調査結果は以下のとおりです。

(ア) 生活環境項目

図3-4-2-1に示した13河川25地点において、令和6年度は調査を2回から6回行いました。（穴田川に関しては、地点により年6回または毎月調査を実施しています。）

令和6年度の測定結果は表3-4-2-4のとおりであり、日野川の地点で環境基準超過がみりましたが、その他の地点では環境基準値内であり水質はおおむね良好となりました。

河川におけるBODの経年変化は図3-4-2-2に示してあるとおりです。

BODの経年変化を見ると、類型指定がされている5河川では日野川が大きく変化しており、それ以外の4河川はほぼ横ばい状態でした。

また、環境基準の類型指定がなされていない河川のBODは前年度と比べ、ほぼ横ばいとなりました。

前年度以前に目を向けると、赤川と石田川、和田川は毎年数字が大きく変わる傾向があります。また、全体として流量減少時にBODが高くなる傾向があり、その主な原因としては市内の生活排水が流れ込むことによるものと考えられます。

(イ) 健康項目

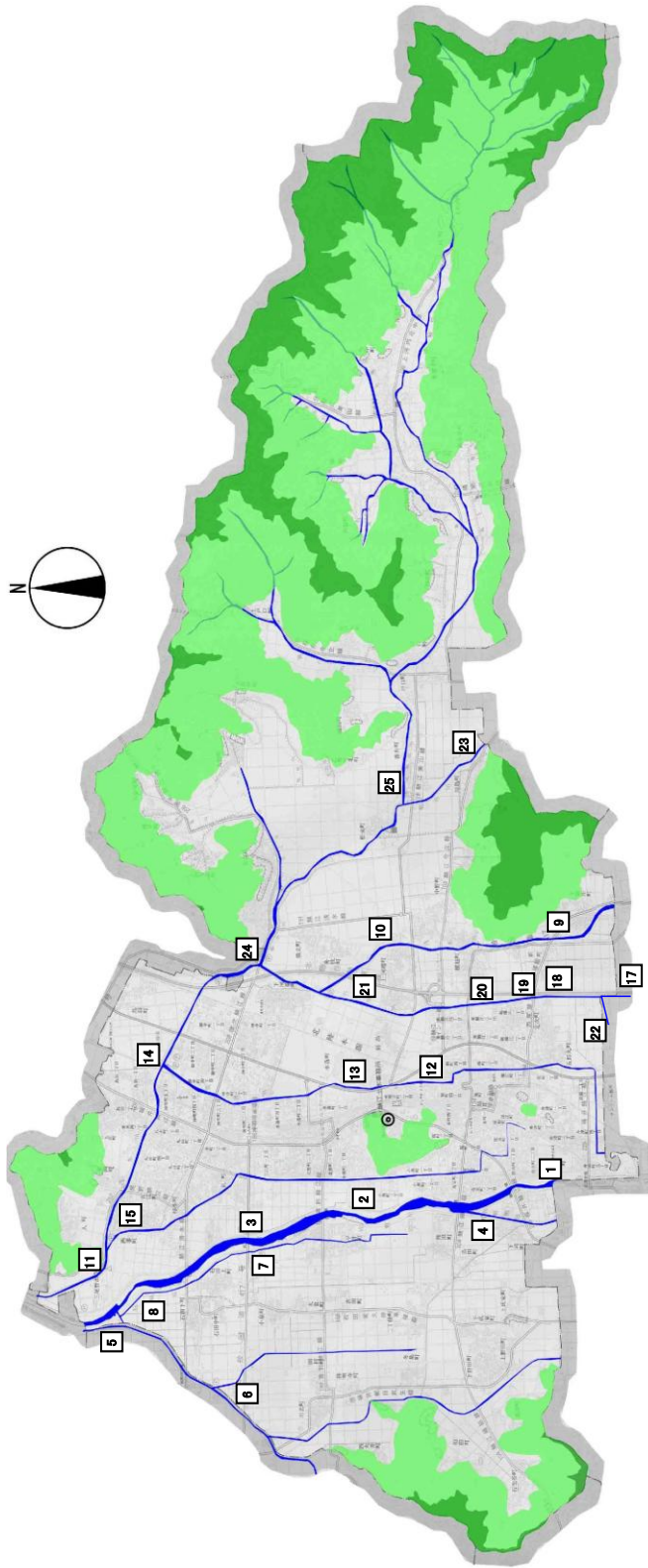
市内13河川の最下流地点12地点(合流地点1地点)で、年1回(有機塩素系化合物については年2～6回)調査を実施し、その結果を表3-4-2-5に示しました。

健康項目に関する環境基準の達成状況については、年平均値により評価することとなっています。令和6年度においては、すべての測定値で環境基準を下回っていました。

(ウ) 特殊項目

ノルマルヘキサン抽出物質等13項目について調査を実施し、その結果を表3-4-2-6に示しました。

図 3-4-2-1 公共用水域水質調査地点



No.	河川名	採水地点	No.	河川名	採水地点
1	日野川	白鬼女橋	12	黒津川	国8高架西側
2		丹南橋	13		水落橋
3		糺橋	14		末端
4	吉野瀬川	下河橋	15	西雨水幹線	西番排水機場横
5	和田川	新田中橋	16	東部工業団地排水	末端
6	神通川	和田川合流前	17		松ヶ鼻排水路合流前
7	赤川	日野川合流前	18		長家橋
8	石田川	日野川合流前	19	穴田川	枇杷橋
9		下新庄橋	20		狐橋
10	浅水川	曲木橋	21		榎木橋
11		天神橋	22	松ヶ鼻排水路	下水放流渠上流
11-2		徳尾橋	23	鞍谷川	川島橋
			24		浮橋
			25	河和田川	落井西橋

図 3-4-2-2 市内河川の生物化学的酸素要求量の経年変化 (No. 1)

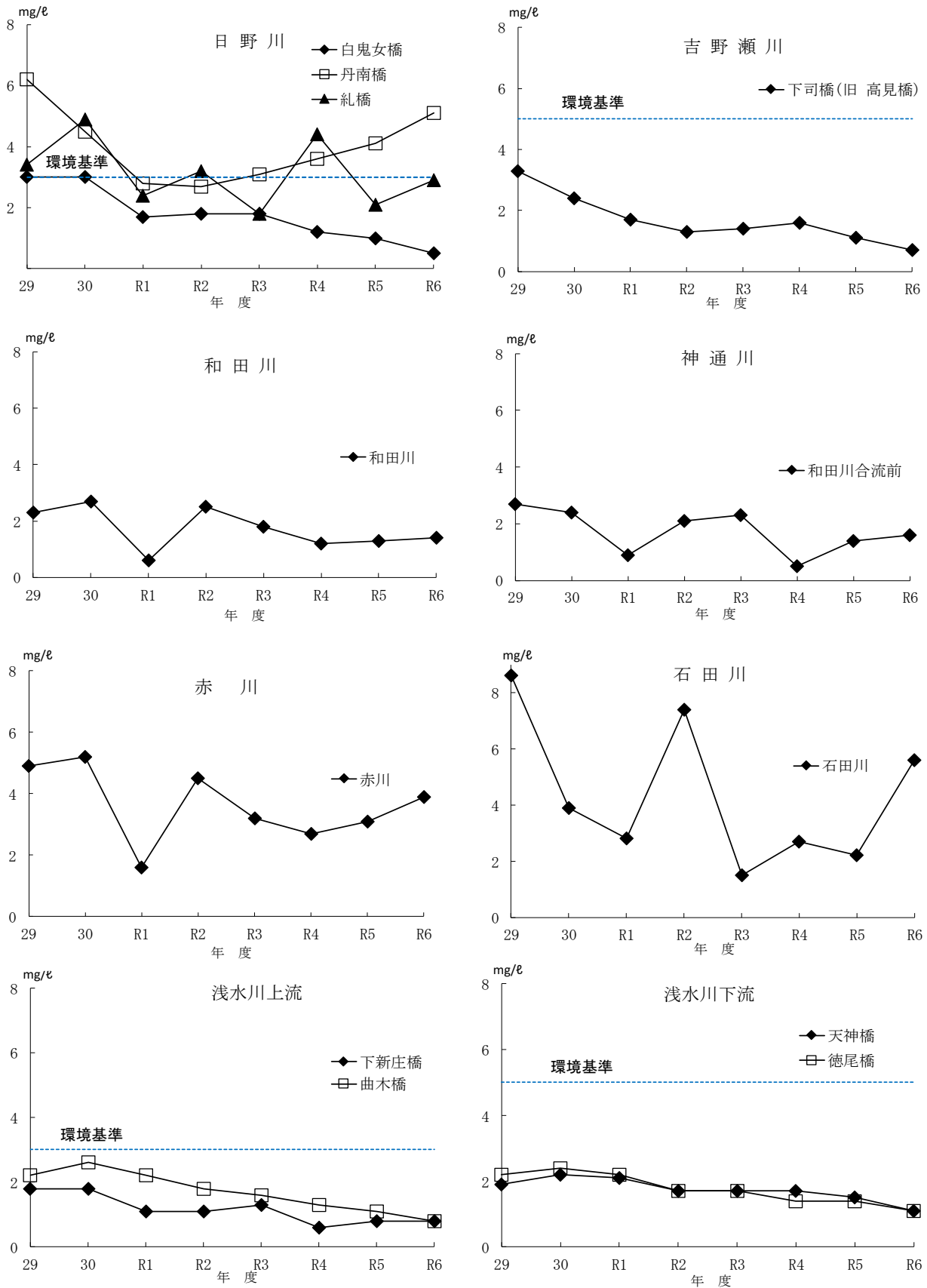


図 3-4-2-2 市内河川の生物化学的酸素要求量の経年変化 (No. 2)

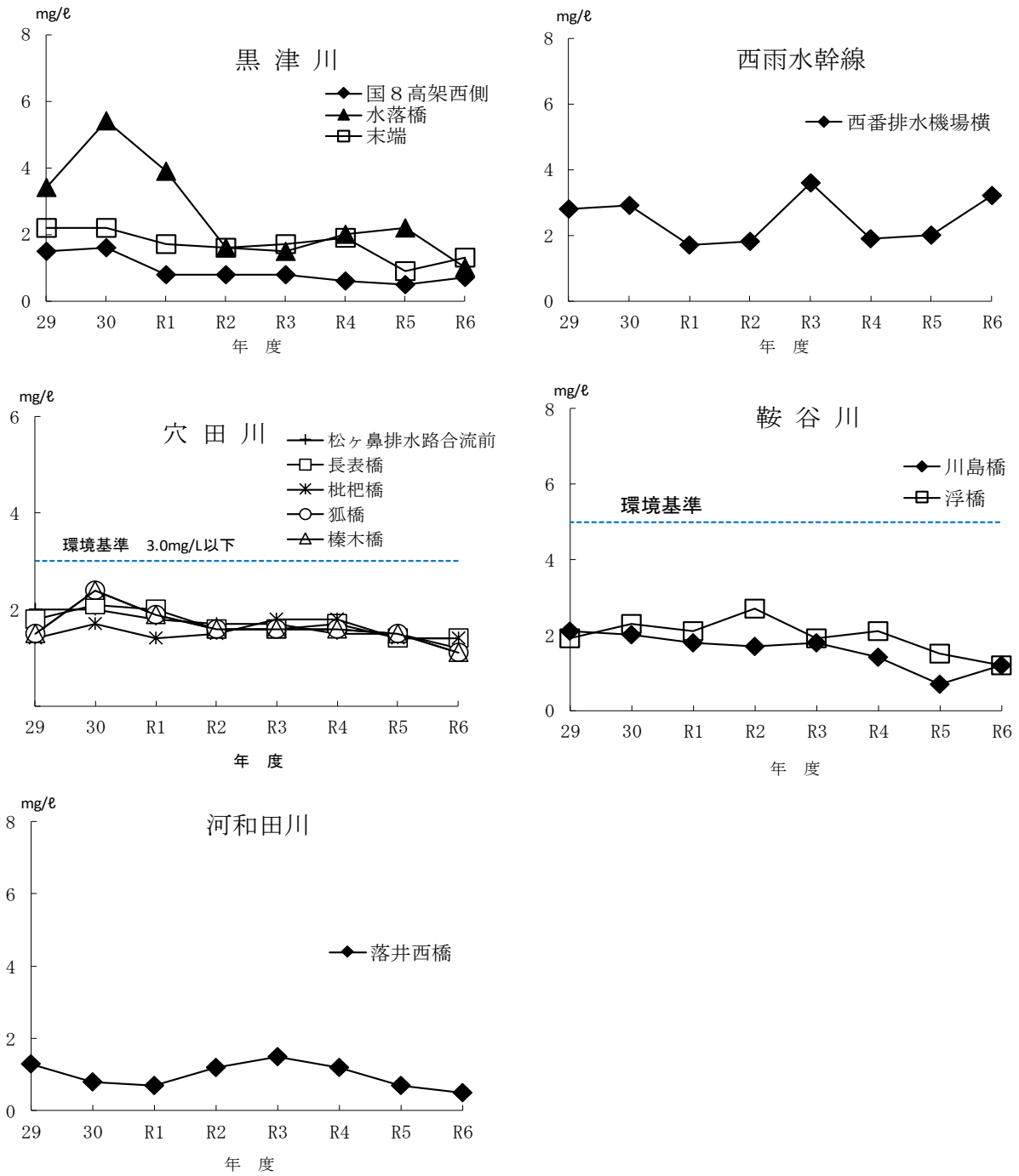


表 3-4-2-5 令和6年度 公共水域水質調査結果 (健康項目) (No. 1)

調査項目 調査地点		カドミウム (mg/L)		全シアン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)		総水銀 (mg/L)		アルキル水銀 (mg/L)		m/n:環境基準不適合検体数/総検体数 ポリ塩化ビフェニール (PCB) (mg/L)	
		測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n
3	日野川 糺	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
4	吉野瀬川 下司	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
5	和田川 新田中	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
6	神通川 和田川合流前	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
7	赤川 日野川合流前	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
8	石田川 日野川合流前	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
11	浅水川 天神	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
14	黒津川 末端	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
15	西雨水幹線 西帯排水機揚横	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
21	穴田川 樺木	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
24	鞍谷川 浮	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1
25	河和田川 落井西	0.0003未満	0/1	不検出	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1	0.0005未満	0/1	不検出	0/1	不検出	0/1

調査項目 調査地点		チウラム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チオベンザンカルブ (mg/L)		セレン (mg/L)		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		ほう素 (mg/L)		1,4-ジオキシン (mg/L)	
		測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n
3	日野川 糺	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	2.2	0/1	0.02未満	0/1	0.005未満	0/1
4	吉野瀬川 下司	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.77	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
5	和田川 新田中	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.91	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
6	神通川 和田川合流前	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.8	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
7	赤川 日野川合流前	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	1.1	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
8	石田川 日野川合流前	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	1.3	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
11	浅水川 天神	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.83	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
14	黒津川 末端	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	1	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
15	西雨水幹線 西帯排水機揚横	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	1.2	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
21	穴田川 樺木	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.64	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
24	鞍谷川 浮	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.92	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1
25	河和田川 落井西	0.0006未満	0/1	0.0003未満	0/1	0.002未満	0/1	0.02未満	0/1	0.57	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1

表 3-4-2-5 令和 6 年度 公共水域水質調査結果 (健康項目) (No.2)

m/n : 環境基準不適合検体数/総検体数

調査地点	調査項目	ジクロロベンゼン (mg/L)		四氯化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロロベンゼン (mg/L)		1,1-ジクロロベンゼン (mg/L)		1,1,1-トリクロロベンゼン (mg/L)		1,1,2-トリクロロベンゼン (mg/L)		トリクロロベンゼン (mg/L)		テトラクロロベンゼン (mg/L)		1,3-ジクロロベンゼン (mg/L)		ベンゼン (mg/L)				
		平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	
1	日野川	白鬼女橋	0.002未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.0004未満	0/6	0.002未満	0/6	0.004未満	0/6	0.0006未満	0/6	0.001未満	0/6	0.0005未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.001未満	0/6	0.001未満	0/6
3	吉野瀬川	紀橋	0.002未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.0004未満	0/6	0.002未満	0/6	0.004未満	0/6	0.0006未満	0/6	0.001未満	0/6	0.0005未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.001未満	0/6	0.001未満	0/6
4		下司橋	0.002未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.0004未満	0/6	0.002未満	0/6	0.004未満	0/6	0.0006未満	0/6	0.001未満	0/6	0.0005未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.001未満	0/6	0.001未満	0/6
5	和田川	新田中橋	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
6		神通川	和田川合流前	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満
7	石田川	日野川合流前	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
8		日野川合流前	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
9	浅水川	下新庄橋	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
11		天神橋	0.002未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.0004未満	0/6	0.002未満	0/6	0.004未満	0/6	0.0006未満	0/6	0.001未満	0/6	0.0005未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.001未満	0/6	0.001未満	0/6
12	黒津川	国8高架西側	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
13		水落橋	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
14	西雨水幹線	末端	0.002未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.0004未満	0/6	0.002未満	0/6	0.004未満	0/6	0.0006未満	0/6	0.001未満	0/6	0.0005未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.001未満	0/6	0.001未満	0/6
15		西排水機場横	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
18	穴田川	長表橋	0.002未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.0004未満	0/6	0.002未満	0/6	0.004未満	0/6	0.0006未満	0/6	0.001未満	0/6	0.0005未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.001未満	0/6	0.001未満	0/6
21		榎木橋	0.002未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.0004未満	0/6	0.002未満	0/6	0.004未満	0/6	0.0006未満	0/6	0.001未満	0/6	0.0005未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.001未満	0/6	0.001未満	0/6
23	鞍谷川	川島橋	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
24		浮橋	0.002未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.0004未満	0/6	0.002未満	0/6	0.004未満	0/6	0.0006未満	0/6	0.001未満	0/6	0.0005未満	0/6	0.0002未満	0/6	0.001未満	0/6	0.001未満	0/6
25	河和田川	落井西橋	0.002未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.0004未満	0/2	0.002未満	0/2	0.004未満	0/2	0.0006未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0005未満	0/2	0.0002未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2

表 3-4-2-6 令和6年度 公共水域水質調査結果（特殊項目）

調査項目		n-ヤブ抽出物質 (mg/L)		フェノール類 (mg/L)		銅 (mg/L)		重鉛 (mg/L)		溶解性鉄 (mg/L)		溶解性マンガン (mg/L)		クロム (mg/L)		ニッケル (mg/L)	
調査地点	調査項目	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n
		3	日野川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.002	-/1	0.1未満	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1
4	吉野瀬川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.002	-/1	0.1未満	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
5	和田川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.003	-/1	0.3	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
6	神通川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.003	-/1	0.2	-/1	0.16	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
7	赤川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.007	-/1	0.1未満	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
8	石田川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.008	-/1	0.1	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
11	浅水川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.002	-/1	0.2	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
14	黒津川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.005	-/1	0.2	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
15	西雨水幹線	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.009	-/1	0.1未満	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
21	穴田川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.002	-/1	0.1	-/1	0.06	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
24	鞍谷川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.001	-/1	0.1	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
25	河和田川	0.5未満	-/1	0.01未満	-/1	0.01未満	-/1	0.001	-/1	0.1未満	-/1	0.05未満	-/1	0.02未満	-/1	0.005未満	-/1
調査項目		全要素 (mg/L)				陰イオン界面活性剤 (mg/L)				非イオン界面活性剤 (mg/L)							
調査地点	調査項目	最大	最小	平均	m/n	最大	最小	平均	m/n	最大	最小	平均	m/n	最大	最小	平均	m/n
		3	日野川	5.60	1.90	4.45	-/4	0.100	0.042	0.082	-/4	0.02	0.01未満	0.01	-/4	0.1未満	0.1未満
4	吉野瀬川	0.96	0.44	0.64	-/4	0.064	0.033	0.048	-/4	0.02	0.01未満	0.01	-/4	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/4
5	和田川	1.20	0.92	1.06	-/2	0.150	0.100	0.125	-/2	0.01	0.01未満	0.01	-/2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/2
6	神通川	1.10	1.00	1.05	-/2	0.130	0.054	0.092	-/2	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-/2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/2
7	赤川	4.30	2.20	3.25	-/2	0.280	0.270	0.275	-/2	0.02	0.01	0.015	-/2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/2
8	石田川	3.60	2.20	2.90	-/2	0.290	0.220	0.255	-/2	0.01	0.01	0.01	-/2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/2
11	浅水川	1.10	0.73	0.84	-/4	0.091	0.063	0.076	-/4	0.03	0.01未満	0.015	-/4	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/4
14	黒津川	1.20	0.81	0.95	-/4	0.180	0.045	0.098	-/4	0.01	0.01未満	0.01	-/4	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/4
15	西雨水幹線	2.90	1.40	2.15	-/2	0.053	0.011	0.032	-/2	0.08	0.01	0.045	-/2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/2
17	松ヶ鼻合流前	0.87	0.47	0.69	-/6				-				-				-
18	長表橋	1.50	0.84	0.82	-/12	0.160	0.073	0.121	-/4	0.01	0.01未満	0.01	-/4	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/4
19	穴田川	0.92	0.45	0.77	-/6				-				-				-
20	狐橋	0.85	0.46	0.65	-/6				-				-				-
21	榎木橋	1.00	0.40	0.67	-/12	0.110	0.040	0.070	-/4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-/4	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/4
22	松ヶ鼻排水路	0.70	0.40	0.51	-/6				-				-				-
24	鞍谷川	1.10	0.61	0.82	-/4	0.110	0.073	0.091	-/4	0.01	0.01未満	0.01	-/4	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/4
25	河和田川	0.76	0.47	0.62	-/2	0.069	0.065	0.067	-/2	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-/2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-/2

(エ) 河川流量、負荷量調査

13河川25地点で水質調査時(年2回~12回)に河川流量を測定し、河川の汚濁負荷量を調査しています。その結果を表3-4-2-7に示しました。

表 3-4-2-7 令和6年度 河川流量およびBOD・SS負荷量の年平均値

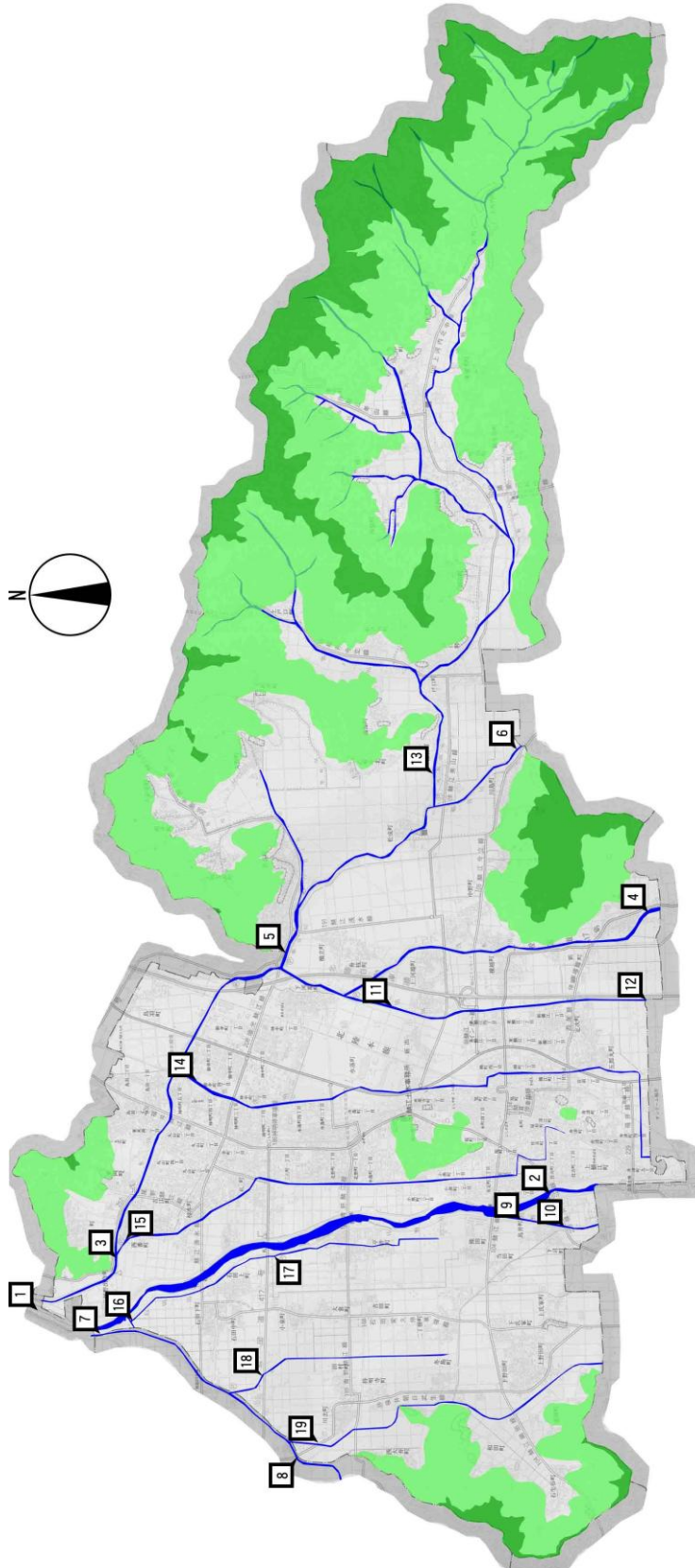
調査地点		調査項目	流量 m ³ /s		BOD負荷量 g/s	SS負荷量 g/s	
1	日野川	白鬼女橋	最大	46.48	7.8	230.3	
			最小	2.73			
			平均	14.18			
2	日野川	丹南橋	平均	2.63	6.6	11.2	
3	日野川	糺橋	最大	47.43	23.8	159.9	
			最小	3.33			
			平均	17.23			
4	吉野瀬川	下司橋(高見橋)	最大	8.33	1.5	11.2	
			最小	0.02			
			平均	1.91			
5	和田川	新田中橋	平均	1.86	2.3	23.3	
6	神通川	和田川合流前	平均	0.71	0.9	5.3	
7	赤川	日野川合流前	平均	0.19	0.6	2.2	
8	石田川	日野川合流前	平均	0.40	1.5	4.8	
9	浅水川	天神橋	平均	0.52	5.9	32.7	
			最大	9.99			
			最小	2.79			
11	浅水川	天神橋	平均	6.15			
12	黒津川	国8高架西側	平均	0.02	0.010	0.05	
13		水落橋	平均	0.19	0.2	1.11	
14		末端	最大	0.35	0.3	1.4	
	最小		0.09				
	平均		0.19				
15	西雨水幹線	西番排水機場横	平均	0.03	0.08	0.17	
17	穴田川	松ヶ鼻排水路 合流前	最大	0.38	0.3	2.1	
			最小	0.14			
			平均	0.28			
18	穴田川	長表橋	最大	2.53	1.8	10.2	
			最小	1.11			
			平均	1.74			
19	穴田川	枇杷橋	最大	2.45	1.9	14.6	
			最小	1.54			
			平均	1.88			
20	穴田川	狐橋	最大	1.54	0.5	3.9	
			最小	0.23			
			平均	0.66			
21	穴田川	榛木橋	最大	2.37	2.1	11.0	
			最小	1.59			
			平均	2.37			
22	松ヶ鼻 排水路	下水放流渠上流	最大	1.89	1.0	8.3	
			最小	1.01			
			平均	1.33			
23	鞍谷川	川島橋	平均	0.41	0.3	1.0	
24			浮橋	最大	3.84	1.8	6.6
				最小	0.42		
	平均	1.47					
25	河和田川	落井西橋	平均	0.11	0.1	0.4	

調査回数が2回の地点は流量の平均値のみ記載

エ 河川底泥有害物質濃度調査

図 3-4-2-3 に示す 13 河川 19 地点で年 1 回、底泥に含まれる有害物質等について調査しています。その結果を表 3-4-2-8 に示しました。

図 3-4-2-3 河川底泥有害物質濃度調査地点



No.	河川名	採水地点	No.	河川名	採水地点
1	日野川	清水山橋下流	11	六田川	浅水川合流前
2		鱒江大橋	12		越前市境
3	浅水川	天神橋	13	河和田川	鞍谷川合流前
4		郷勺橋	14		浅水川合流前
5	鞍谷川	浅水川合流前	15	西雨水幹線	浅水川合流前
6		川島橋	16		日野川合流前
7	和田川	天王川合流前	17	赤川	日野川合流前
8		近田橋	18		論手川
9	吉野瀬川	日野川合流前	19	神通川	和田川合流前
10		下可橋			和田川合流前

表 3-4-2-8 令和6年度 河川底泥有害物質濃度調査結果

No.	河川名	調査地点	年	月	日	乾燥減量 (%)	Cd (mg/kg)	CN (mg/kg)	Pb (mg/kg)	As (mg/kg)	T-Hg (mg/kg)	Cu (mg/kg)	Zn (mg/kg)	Fe (mg/kg)	Mn (mg/kg)	T-Cr (mg/kg)	Ni (mg/kg)
1	日野川	清水山橋下流	6	10	15	22.7	0.16	0.1 未満	11	7.1	0.03	11	280	22000	860	44	21
2		鱒江大橋真下	6	10	15	18.4	0.09	0.1 未満	9.7	4.8	0.03	14	110	16000	500	33	18
3	浅水川	天神橋真下	6	10	15	23.9	0.16	0.1 未満	15	10	0.03	10	290	28000	1400	58	22
4		郷勺橋上流	6	10	15	25.1	0.73	0.1 未満	45	14	0.04	18	240	20000	610	30	15
5	鞍谷川	浅水川合流前	6	10	15	35.2	0.11	0.1 未満	11	5.8	0.06	14	170	42000	1100	90	24
6		川島橋真下	6	10	15	26	0.12	0.1 未満	12	6.5	0.03	15	170	30000	890	71	19
7	和田川	水門橋上流	6	10	15	27.4	0.24	0.1 未満	13	11	0.05	14	210	18000	1300	26	16
8		近田橋真下	6	10	15	22.8	0.09	0.1 未満	9.5	14	0.02	5.8	82	20000	940	20	10
9	吉野瀬川	日野川合流前	6	10	15	22.1	0.13	0.1 未満	9.7	7.2	0.02	14	150	17000	1100	26	18
10		下司橋真下	6	10	15	24.1	0.12	0.1 未満	10	6.7	0.03	12	160	21000	910	31	19
11	穴田川	浅水川合流前	6	10	15	25.4	0.09	0.1 未満	9.9	11	0.03	9.9	160	16000	1200	20	16
12		長表橋	6	10	15	22.1	0.11	0.1 未満	16	14	0.02	18	160	22000	510	18	11
13	河和田川	鞍谷川合流前	6	10	15	25.6	0.11	0.1 未満	7.8	4.8	0.06	14	260	51000	800	87	23
14	黒津川	浅水川合流前	6	10	15	21.2	0.16	0.1 未満	10	8.1	0.04	19	170	16000	950	19	37
15	西雨水幹線	浅水川合流前	6	10	15	19	0.3	0.1 未満	120	10	0.02	3600	1000	53000	630	140	59
16	石田川	日野川合流前	6	10	15	19.9	0.09	0.1 未満	10	4.8	0.02	18	110	11000	430	28	57
17	赤川	日野川合流前	6	10	15	23.7	0.17	0.1 未満	38	6	0.03	38	270	19000	600	22	100
18	論手川	和田川合流前	6	10	15	26	0.31	0.1 未満	22	13	0.03	79	240	28000	5100	42	33
19	神通川	和田川合流前	6	10	15	25.9	0.16	0.1 未満	14	23	0.03	14	220	34000	2700	21	18

(2) 公共用水域の水質保全の取り組み

公共用水域における水環境を保全するため、本市では前述の公共用水域水質等の監視測定をはじめ、事業所に対する次のような取り組みを行っています。

ア 条例による規制

鯖江市公害防止条例では、水質汚濁防止法および福井県公害防止条例の適用を受けている特定工場以外の工場に対して、規制基準(表 3-4-2-9)・設備基準(表 3-4-2-10)を定めて規制しています。

表 3-4-2-9 排水に係る規制基準

項 目	許 容 限 度	
	新 設	既 設
水 素 イ オ ン 濃 度	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/L)	100	120
	120	120
浮 遊 物 質 量 (mg/L)	70	100
	100	100
n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	5(鉱油) 30(動植物油)	5(鉱油) 30(動植物油)
	5(鉱油) 30(動植物油)	5(鉱油) 30(動植物油)
フエノール類含有量 (mg/L)	5	5
	5	5
銅 含 有 量 (mg/L)	3	3
	3	3
亜鉛含有量 (mg/L)	2	2
	2	2
溶 解 性 鉄 含 有 量 (mg/L)	10	10
	10	10
溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量 (mg/L)	10	10
	10	10
ク ロ ム 含 有 量 (mg/L)	2	2
	2	2
大 腸 菌 群 数 (個/Cm ²)	3000	3000
	3000	3000
ニ ッ ケ ル 含 有 量 (mg/L)	5	10
	10	10
色 また は 臭 気	放流先で支障をきたすような色または臭気を帯びてはならない。	

※ 「新設」とは、昭和50年12月25日以降新たに設置された特定工場をいう。

※この規制基準は、1日当たりの平均的な排水量が30立方メートル以上の特定工場に適用する。ただし、1日当たりの平均的な排水量が50立方メートル以上の特定工場のうち、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定の適用を受ける特定工場にあっては、この規制基準(ニッケル、色および臭気を除く。)は適用しない。

※この規制基準のうちニッケルについては、電気メッキ施設を有する特定工場について適用する。

※この規制基準の許容限度は、1日の平均的な汚染状態の日間平均値とする。

※特定工場が2以上の排水口を有するときは、それぞれの排水口ごとにこの規制基準を適用する。

表 3-4-2-10 排水に係る設備基準

特定工場の種類	規 模	設 備 基 準
電気メッキ施設 (酸・アルカリによる 表面処理施設を含む。)	すべての特定工場	分解、還元、吸着および凝集沈殿の方式による排水処理施設もしくは、これらと同等以上の能力を有する排水処理施設または酸もしくはアルカリによる中和処理施設を設けること。
染色施設 (精練そうを含む)	1日当りの平均的な 排水量が50立方メ ートル以上のもの	凝集沈殿の方式による排水処理施設またはこれらと同等以上の能力を有する排水処理施設を設けること。
自動車整備工場(自動車解体 工場を含む。)ガソリンスタ ンドもしくは、石油給油所ま たは廃油再生業(トリクロエレン の回収を含む。)	すべての特定工場	油分の流出を防止するための油分分離そう(分離 そうが2そう以上に連結されているものをい う。)の設置またはこれらと同等以上の能力を有 する油分分離装置を設けること。

※特定工場の排水の排出先が下水道法に定める下水道に排水しているときは、当該排水についてはこの基準を適用しない。

イ 環境保全協定の締結

染色工場等の比較的排水規模の大きい工場やメッキ工場等の有害物質排出工場などについては、環境保全協定を締結し、法律・条例の排水基準より厳しい基準を定めて指導しています。

また、環境保全協定締結事業場に対しては、環境保全協定に基づき法令に定める頻度以上に自主監視測定を義務付け、市への測定結果の報告を求めています。

ウ 立入調査

本市では環境保全協定に基づき立入調査を実施し、排水基準を超えた場合は当該対策について厳しく指導しています。令和6年度には表3-4-2-11に示すとおり、14工場について立入調査し、延べ603の水質検査を行いました。排水基準遵守率は99.3%でした。調査項目別の立入調査結果を表3-4-2-12に示します。

表 3-4-2-11 令和6年度 水質立入調査

業 種	工 場 数	延 べ 検 査 数	基 準 超 過 数
電 気 メ ッ キ 業	6	448	1
染 色 整 理 業	4	74	0
そ の 他	4	81	3
合 計	14	603	4
排水基準遵守率	99.3%		

表 3-4-2-12 水質関係基準遵守状況

項目	業種	延べ検査数	基準超過数	項目	業種	延べ検査数	基準超過数
水温	電気メッキ			総水銀	電気メッキ	16	
	染色整理	6			染色整理		
	その他	1			その他		
	合計	7			合計	16	
透視度	電気メッキ			トリクロロエチレン	電気メッキ	16	
	染色整理	8			染色整理		
	その他	1			その他		
	合計	9			合計	16	
pH	電気メッキ	16		テトラクロロエチレン	電気メッキ	16	
	染色整理	8			染色整理		
	その他	12			その他		
	合計	36			合計	16	
BOD	電気メッキ	16		ジクロロメタン	電気メッキ	16	
	染色整理	8			染色整理		
	その他	12	2		その他		
	合計	36			合計	16	
COD	電気メッキ			四塩化炭素	電気メッキ	16	
	染色整理				染色整理		
	その他	3			その他		
	合計	3			合計	16	
SS	電気メッキ	16		1,2-ジクロロエタン	電気メッキ	16	
	染色整理	8			染色整理		
	その他	12	1		その他		
	合計	36			合計	16	
n-ヘキサン抽出物質	電気メッキ			1,1-ジクロロエチレン	電気メッキ	16	
	染色整理	8			染色整理		
	その他	12			その他		
	合計	20			合計	16	
銅	電気メッキ	16		シス1,2-ジクロロエチレン	電気メッキ	16	
	染色整理	2			染色整理		
	その他				その他		
	合計	18			合計	16	
亜鉛	電気メッキ	16		1,1,1-トリクロロエタン	電気メッキ	16	
	染色整理	2			染色整理		
	その他				その他		
	合計	18			合計	16	
鉄	電気メッキ	16		1,1,2-トリクロロエタン	電気メッキ	16	
	染色整理	2			染色整理		
	その他				その他		
	合計	18			合計	16	
マンガン	電気メッキ	16		セレン	電気メッキ	16	
	染色整理	2			染色整理		
	その他				その他		
	合計	18			合計	16	
全クロム	電気メッキ	16		ほう素	電気メッキ	16	
	染色整理	2			染色整理		
	その他				その他		
	合計	18			合計	16	
ニッケル	電気メッキ	16		ふっ素	電気メッキ	16	
	染色整理	2			染色整理		
	その他				その他		
	合計	18			合計	16	
カドミウム	電気メッキ	16		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸化合物	電気メッキ	16	
	染色整理	2			染色整理	8	
	その他				その他	12	
	合計	18			合計	36	
シアン	電気メッキ	16		1,4-ジオキサン	電気メッキ		
	染色整理	2			染色整理		
	その他				その他	3	
	合計	18			合計	3	
鉛	電気メッキ	16		ダイオキシン類	電気メッキ		
	染色整理	2			染色整理		
	その他				その他	1	
	合計	18			合計	1	
六価クロム	電気メッキ	16	1	大腸菌群数	電気メッキ		
	染色整理	2			染色整理		
	その他				その他	6	
	合計	18			合計	6	
砒素	電気メッキ	16		窒素含有量	電気メッキ		
	染色整理				染色整理		
	その他				その他	6	
	合計	16			合計	6	
合計	電気メッキ	448	1	合計	電気メッキ	448	1
	染色整理	74	0		染色整理	74	0
	その他	81	3		その他	81	3
	合計	603	4		合計	603	4

エ 公共用水域の監視測定

河川の水質の状況を把握し、水質汚濁防止のための規制・指導を適切に行うため、公共用水域の水質調査と流量・汚濁負荷量調査を実施しています。

また、河川の底質調査を行い、有害物質等の蓄積の状況を監視しています。

監視測定は毎年度当初に計画を立てて定期的に調査を行っており、令和6年度は次のとおり実施しました。

(ア) 公共用水域水質調査

13河川25地点

[調査項目]

生活環境項目、健康項目、特殊項目、流量、汚濁負荷量

(イ) 河川底泥有害物質濃度調査

13河川19地点

[調査項目]

有害物質等11項目

(3) 地下水の保全
ア 地下水環境基準

地下水の水質汚濁の状況を表 3-4-2-13 の環境基準に照らして評価します。

表 3-4-2-13 地下水の環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキササン	0.05 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格K0102の43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の 5.1、5.2又は 5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

水質汚濁防止法に係る排水基準は表 3-4-2-14 のとおりです。

表 3-4-2-14 水質汚濁防止法に係る一般排水基準

項 目	許容限度	項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下	シス1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
有機燐化合物	1 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	チウラム	0.06 mg/L 以下
総水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	シマジン	0.03 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキササン	0.5 mg/L 以下

イ 地下水水質調査

本市では、地下水の水質調査により有機塩素系化合物が検出されています。こうした地下水の状況を把握し、水質の改善を行うため監視調査を継続して行っています。

(ア) 概況調査

概況調査は、県が全体的な地下水質の概況を把握するため実施しています。令和6年度については、市内の2地点で実施しました。環境基準項目27物質と要監視項目を調査した結果、すべての地点で環境基準値以下の濃度で検出されました。

表 3-4-2-15 令和6年度 概況調査結果 (県)

項目名	調査地点	桜町	石田上町
	カドミウム		0.001 未満
全シアン		0.1 未満	0.1 未満
鉛		0.005 未満	0.005 未満
六価クロム		0.01 未満	0.01 未満
砒素		0.006	0.005 未満
総水銀		0.0005 未満	0.0005 未満
P C B		0.0005 未満	0.0005 未満
ジクロロメタン		0.002 未満	0.002 未満
四塩化炭素		0.0002 未満	0.0002 未満
クロロエチレン		0.0002 未満	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン		0.0004 未満	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン		0.002 未満	0.002 未満
1,2-ジクロロエチレン		0.004 未満	0.004 未満
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005 未満	0.0005 未満
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006 未満	0.0006 未満
トリクロロエチレン		0.001 未満	0.001 未満
テトラクロロエチレン		0.0005 未満	0.0005 未満
1,3-ジクロロプロペン		0.0002 未満	0.0002 未満
チラウム		0.0006 未満	0.0006 未満
シマジン		0.0003 未満	0.0003 未満
チオベンカルブ		0.002 未満	0.002 未満
ベンゼン		0.001 未満	0.001 未満
セレン		0.002 未満	0.002 未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			0.14
ふっ素		0.1 未満	0.1 未満
ほう素		0.02 未満	0.02 未満
1,4-ジオキサ		0.005 未満	0.005 未満

項目名	調査地点	石田上町
	クロロホルム	
1,2-ジクロロプロパン		0.006 未満
P-ジクロロベンゼン		0.02 未満
イソキサチオン		0.0008 未満
ダイアジノン		0.0005 未満
フェニトロチオン		0.0003 未満
イソプロチオラン		0.004 未満
オキシシン銅		0.004 未満
クロロタロニル		0.005 未満
プロピザミド		0.0008 未満
E P N		0.0006 未満
ジクロルボス		0.0008 未満
フェノブカルブ		0.003 未満
イプロベンホス		0.0008 未満
トルエン		0.06 未満
キシレン		0.04 未満
フタル酸ジエチルヘキシル		0.006 未満
ニッケル		0.005 未満
モリブデン		0.01 未満
アンチモン		0.001 未満
エピクロロヒドリン		0.0001 未満
全マンガン		2.4
ウラン		0.0002 未満
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		0.000005 未満

(イ) 定期モニタリング調査

平成15年度までの調査により、環境基準を超える地下水汚染が認められた地区においては、汚染の経年的変化を把握するため、定期モニタリング調査を実施しています。その結果は、表 3-4-2-16 のとおりとなりました。

表 3-4-2-16 令和6年度 地下水定期モニタリング調査結果(No. 1)

地区名	立 待				新横江	神 明	鯖 江	豊	測定開始年度
	A (南部 紇町周辺)	B (北部 杉本町周辺)	C (西部 杉本町周辺)	丸山町					
汚染物質	トシクマコシ	トシクマコシ	トシクマコシ	トシクマコシ	トシクマコシ	トシクマコシ	トシクマコシ	トシクマコシ	無
汚染地域設定の有無	有	有	有	有	無	有	有	有	無
概況調査の結果	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される
測定開始年度	平成7年度	平成8年度	平成8年度	平成7年度	平成7年度	平成4年度	平成5年度	平成2年度	平成29年度
現況	測定地点数	4	1	1	1	6	5	3	1
	地下水の環境基準	4地点(8検体)で環境基準以下	1地点(2検体)で環境基準以下	1地点(1検体)で環境基準以下	6地点(11検体)中2地点(4検体)で環境基準超過	5地点(10検体)で環境基準以下	3地点(5検体)中1地点(2検体)で環境基準超過	1地点(2検体)で環境基準超過	1地点(2検体)で環境基準超過
経年変化	水質汚濁防止法による排水基準	超過した地点無し	超過した地点無し	超過した地点無し	超過した地点無し	超過した地点無し	超過した地点無し	超過した地点無し	超過した地点無し
	経年変化	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい
浄化対策開始年度	平成12年度	平成11年度	平成11年度	平成12年度	—	平成6年度	平成6年度	平成5年度	—

令和6年度モニタリング調査結果

表 3-4-2-16 令和6年度 地下水定期モニタリング調査結果(No. 2)

		河和田				神明	神明
		上河内町	尾花町	筋生田町	水落町2丁目		
汚染地域設定の有無	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	硝酸性窒素及び重硝酸性窒素	無	水落町3丁目周辺
	有	無	有	無	無	無	
概況調査の結果	環境基準を超過して検出される	環境基準以下で検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	環境基準を超過して検出される	
	平成8年度	平成9年度	平成11年度	平成12年度	平成15年度		
測定開始年度	4	1	1	2	2		
	測定地点数						
現況	地下水の環境基準	1地点(1検体)で環境基準以下	1地点(1検体)で環境基準以下	1地点(1検体)で環境基準以下	2地点(2検体)で汚染井戸周辺調査を実施,各地点とも不検出	2地点(4検体)で環境基準以下	
	水質汚濁防止法による排水基準	超過した地点無し	超過した地点無し	超過した地点無し	—	超過した地点無し	
経年変化	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	
	平成11年度	—	平成13年度	—	—	—	
浄化対策実施年度							

令和6年度モニタリング調査結果

(ウ) 地下水浄化施設水質調査

平成2年度以降地下水汚染区域として設定された豊・神明・鯖江・立待・河和田地区では汚染浄化対策を実施しており、合わせて水質調査を実施しています。

表 3-4-2-17 令和6年度 浄化調査結果

		豊地区	神明地区	鯖江地区
処理施設所在地		上氏家町	北野町	本町
処理方法		揚水施設	揚水施設	クーリングタワーによるばっ気処理
開始年月		平成6年3月	平成29年4月	平成7年2月
項目		トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
検体数		2	2	原水2、処理水2
水質	原水	0.02mg/L	0.05～0.06mg/L (0.055mg/L)	0.06～0.08mg/L (0.07mg/L)
	処理水			0.01～0.02mg/L (0.015mg/L)

		立待地区		
処理施設所在地		糺町	杉本町	杉本町
処理方法		揚水施設	揚水施設	揚水施設
開始年月		平成11年12月	平成11年12月	平成13年3月
項目		トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
検体数		2	2	2
水質	原水	0.001～0.002mg/L (0.001mg/L)	0.001mg/L	0.001未満mg/L
	処理水			

		河和田地区
処理施設所在地		筋生田町
処理方法		揚水施設
開始年月		平成14年3月
項目		トリクロロエチレン
検体数		2
水質	原水	0.001mg/L
	処理水	

※ 水質の()内の数値は、平均値

(エ) 上水道井戸周辺地下水調査

本市の上水道水源は地下水であり、当該井戸の周辺の調査を平成2年度より定期的にモニタリングしています。令和6年度は、表3-4-2-18の7地点で2回調査し、すべて基準値以下となりました。

表 3-4-2-18 令和6年度 上水道井戸周辺地下水調査結果

調査地点	調査項目	検体数	調査結果
舟津町4丁目 舟津町5丁目 宮前2丁目 定次町 五郎丸町 下司町 鳥井町	ジクロロメタン	7×2回	0.001 未満
	四塩化炭素	7×2回	0.0005 未満
	1,2-ジクロロエタン	7×2回	0.0005 未満
	1,1-ジクロロエチレン	7×2回	0.002 未満
	1,2-ジクロロエチレン	7×2回	0.0002 未満
	1,1,1-トリクロロエタン	7×2回	0.0004 未満
	1,1,2-トリクロロエタン	7×2回	0.002 未満
	トリクロロエチレン	7×2回	0.004 未満
	テトラクロロエチレン	7×2回	0.0006 未満

ウ 地下水浄化対策

現在、県の調査に基づき立待地区、神明地区、鯖江地区、豊地区および河和田地区の一部が汚染区域に指定されています。

本市では、早期に地下水の水質改善を図るため、汚染地下水の浄化対策に取り組んでいます。

(ア) 豊地区

平成6年3月に地下水の連続揚水設備を1基設置しました。

今後も連続して地下水を揚水し、定期的にトリクロロエチレン濃度の測定を行い、対策効果を監視します。(表3-4-2-19)

表 3-4-2-19 豊地区地下水連続揚水設備の概要

設置場所	上氏家町
井戸の深さ	15 m
ストレーナー	10 m (4 m～14 m)
揚水量	188 L/min

(イ) 鯖江地区

平成7年2月に地下水の連続処理設備を1基設置しました。今後も連続して地下水を処理し、定期的にテトラクロロエチレン濃度の測定を行い、対策効果を監視します。(表3-4-2-20)

表 3-4-2-20 鯖江地区地下水連続処理設備の概要

設置場所	本町4丁目
井戸の深さ	27 m
ストレーナー	9 m (18～27 m)
揚水量	390 L/min
処理方法	クーリングタワーによるばっ気処理

(ウ) 立待地区

平成11年12月に2基、続いて平成13年3月に1基、一般家庭の井戸ポンプを借用し地下水の連続揚水設備を設置しました。今後も連続して地下水を処理し定期的にトリクロロエチレン濃度を測定し、対策効果を監視します。(表 3-4-2-21)

表 3-4-2-21 立待地区地下水連続揚水設備の概要

設置場所	糺町	杉本町	杉本町
設置年度	平成11年度	平成11年度	平成13年度
井戸の深さ	5 m	不明	8 m

(エ) 河和田地区

苜生田町に平成11年度に市の詳細調査で環境基準値を超過してトリクロロエチレンが検出され、その後、県および市による詳細調査を実施して汚染状況を調査しました。

苜生田町の汚染対策として平成13年度に連続揚水施設を一般家庭用の井戸ポンプ借用し設置しました。(表 3-4-2-22) 今後も連続して地下水を処理し、定期的にトリクロロエチレン濃度を測定し、対策効果を監視します。

表 3-4-2-22 苜生田町地下水揚水処理設備の概要

設置場所	苜生田町
井戸の深さ	不明

(4) 土壌汚染

ア 土壌汚染に係る環境基準

環境基本法に基づいて制定されたもので、土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準が定められています。環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めることとされています。

表 3-4-2-23 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

※有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

イ 法による対策

土壌汚染の状況を把握し、人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより国民の健康を保護することを目的として、平成15年2月に土壌汚染対策法が施行されました。平成18年度より土壌汚染状況調査の報告の受理等に関する事務が県から移譲されています。

本法では、表 3-4-2-24 の基準を超過する場合、汚染区域の指定が行われます。汚染区域は人への摂取経路の有無により、要措置区域と形質変更時要届出区域に分けて指定されます。

なお、土壌汚染対策法では、人の活動に伴って生ずる土壌の汚染を対象としており、自然的原因によって有害物質が含まれる土壌については対象としていません。

表 3-4-2-24 汚染区域の指定に係る基準

種別	特定有害物質	指定基準値	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
		[土壌 1L につき mg 以下]	[検液 1kg につき mg 以下]
(第一種特定有害物質) 揮発性有機化合物	四 塩 化 炭 素	0.002	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	-
	ジクロロメタン	0.02	-
	テトラクロロエチレン	0.01	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-
	トリクロロエチレン	0.01	-
	ベンゼン	0.01	-
	クロロエチレン	0.002	-
(第二種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	0.003	45
	六価クロム化合物	0.05	250
	シアン化合物	不検出	遊離シアン 50
	水銀及びその化合物	0.0005 アルキル水銀は不検出	15
	セレン及びその化合物	0.01	150
	鉛及びその化合物	0.01	150
	砒素及びその化合物	0.01	150
	ふっ素及びその化合物	0.8	4,000
ほう素及びその化合物	1	4,000	
(第三種特定有害物質) 農薬等	シマジン	0.003	-
	チオベンカルブ	0.02	-
	チウラム	0.006	-
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	-
	有機りん化合物	不検出	-

なお、令和7年3月現在、6件の形質変更届出区域の指定を行っています。

(5) 地盤沈下

地盤沈下は、一旦発生すると元に戻らない不可逆的な現象であるとともに、即座に止めることが困難な現象であることから、地盤高や地下水位などの観測を行い、早期に防止対策を講じることが重要となります。

ア 地下水位の観測

地盤沈下は、主に地下水位（地表面から地下水面までの深さ）の低下に伴い、粘土層が収縮することにより生じる現象であることから、本市では、図 3-4-2-4 に示す観測井において、地下水位の変動を自動記録方式で測定をしています。

なお、ここでは最も自然水位に近いと考えられる毎朝 6 時の水位の平均を表示しています。（表 3-4-2-25）年平均値の推移は表 3-4-2-26 に示しました。

表 3-4-2-25 地下水位月別変化

観測地点 測定月		単位 [m]					
		長泉寺 井戸深度 61m 地盤高 14.28m	住吉 井戸深度 110m 地盤高 17.05m	東鯖江 井戸深度 64m 地盤高 19.85m	神中 井戸深度 65m 地盤高 11.60m	下河端 井戸深度 65m 地盤高 12.81m	
6 年	4 月	2.57	-	2.79	18.80	5.25	
	5 月	2.50	-	2.78	18.78	5.20	
	6 月	2.56	4.84	2.82	18.87	5.46	
	7 月	3.00	4.34	2.81	18.86	5.62	
	8 月	2.97	5.13	3.02	19.04	5.70	
	9 月	3.06	5.28	3.16	19.24	5.92	
	10 月	3.12	5.04	3.11	19.29	5.83	
	11 月	3.06	4.64	2.99	19.15	5.67	
	12 月	3.51	4.19	3.05	19.17	5.79	
	7 年	1 月	4.14	4.38	3.32	19.57	6.48
		2 月	6.95	6.40	5.33	19.98	9.77
		3 月	3.11	4.14	2.97	19.67	5.31
平均		3.38	4.84	3.18	19.20	6.00	

「-」:データを計測・保存する計器の故障のため欠測

表 3-4-2-26 地下水位経年変化

観測地点 年度		単位 [m]				
		長泉寺 井戸深度 61m 地盤高 14.28m	住吉 井戸深度 110m 地盤高 17.05m	東鯖江 井戸深度 64m 地盤高 19.85m	神中 井戸深度 65m 地盤高 11.60m	下河端 井戸深度 65m 地盤高 12.81m
平成 30 年度		3.20	4.83	3.29	16.03	5.92
令和元年度		3.04	4.99	3.24	15.87	5.96
令和 2 年度		3.20	4.88	3.35	15.98	6.10
令和 3 年度		3.27	5.00	3.40	-	6.25
令和 4 年度		3.10	5.13	3.26	-	6.53
令和 5 年度		3.02	4.83	3.03	-	5.59
令和 6 年度		3.38	4.84	3.18	19.20	6.00

イ 地下水の揚水量の把握

地盤沈下が発生した場合に、その原因の解明や未然防止および効果的な対策を講じるためには、地下水位低下の要因となる地下水の揚水量を把握する必要があります。

地下水は、多様な用途（工業、上水道、農業、建築物、温泉、融雪など）で利用されており、各用途別の実態を把握しておくことが重要です。

市では、鯖江市公害防止条例により、工場または事業用に使用する井戸を対象に、一定規模以上の揚水施設について、届出を義務づけ、実態把握に努めています。

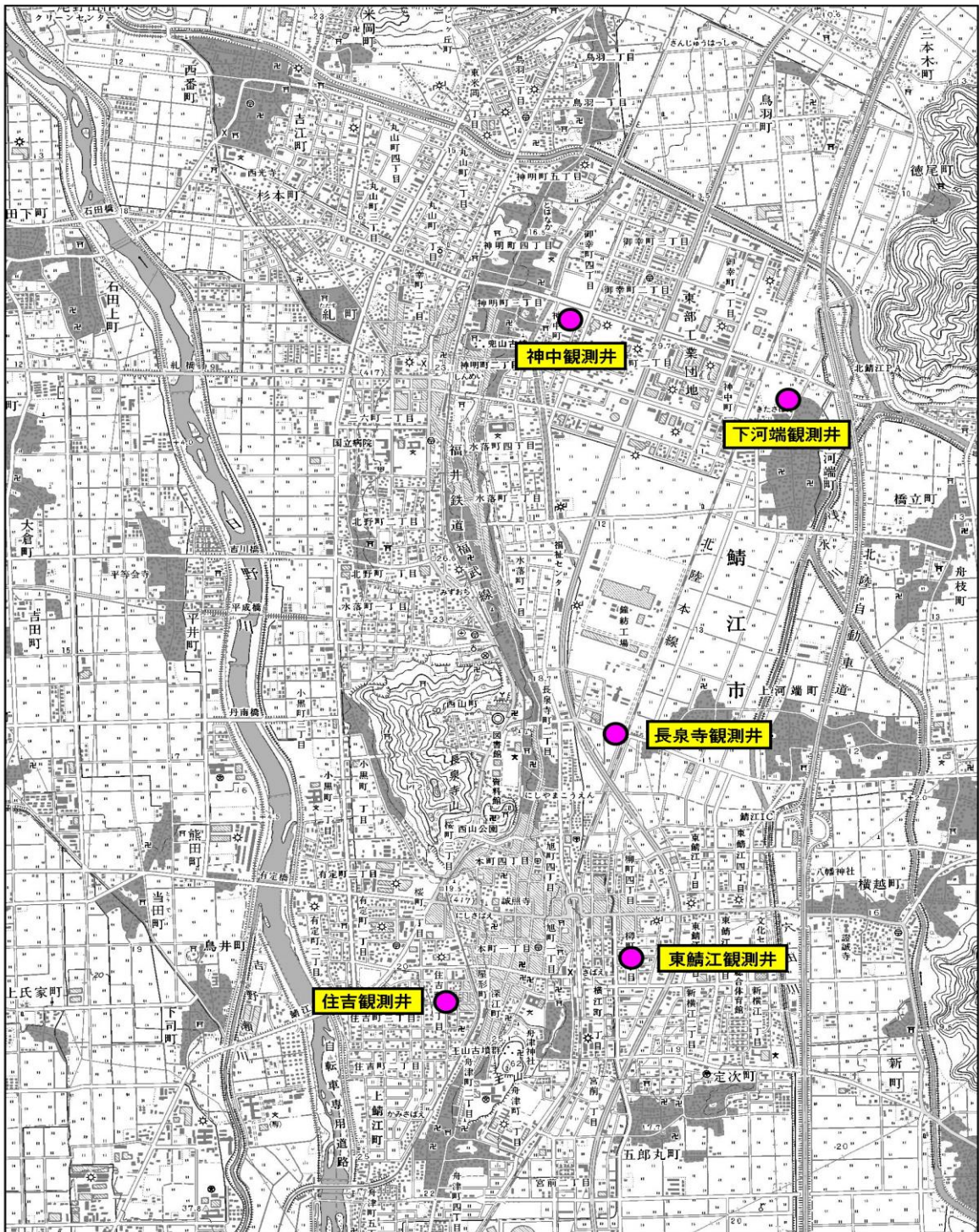
【届出規模】

- ・地下水揚水施設のうち、揚水機の吐出口の断面積（揚水機が2以上あるときは、すべての吐出口の断面積の合計）が6 c m²以上のもの

【設備基準】

- ・条例で定める水量測定器を設置し、毎日の揚水量を記録すること

図 3-4-2-4 地下水観測井位置



(6) 下水道の整備

ア 公共下水道

この事業は、工場・事業所排水やし尿および生活雑排水を集水し、適正に処理することで、公共用水域の水質保全に資することが主な目的の一つです。

本市においては、昭和49年に事業認可を受け、管渠布設工事を開始し、昭和58年6月には下水道終末処理場（環境衛生センター）の第1期工事が完成し、面積260haで供用開始されました。

令和6年度末現在、鯖江・神明・新横江・立待・中河地区および片上・北中山・河和田地区の一部が整備されて供用開始面積は1,846.9ha、排水区域内人口は50,560人（下水道普及率74.2%）です。

なお、公共下水道を利用している一般家庭は17,170世帯であり、水洗化率は93.9%となっています。

下水道の整備は、衛生的・文化的都市環境を創造するうえで必要不可欠な事業でもあり、今後の普及が待たれます。

令和6年度の環境衛生センターにおける日平均流入水量は、23,444m³/日でした。

表 3-4-2-27 公共下水道事業の概要 令和7年3月31日現在

項 目	全 体 計 画	事 業 認 可
処 理 区 域 面 積	2,494 ha	2,090ha
排 除 方 式	分 流 式	分 流 式
処 理 人 口	52,600 人	51,080 人
処理水量(日最大)	30,100 m ³ /日	28,300 m ³ /日
処 理 方 式	標 準 活 性 汚 泥 法	標 準 活 性 汚 泥 法
放 流 先	一 級 河 川 日 野 川	一 級 河 川 日 野 川
概 算 事 業 費	-	740 億円

イ 農業集落排水施設(農村下水道)

この事業は、農業集落におけるし尿・生活雑排水を処理する施設を整備して、水質汚濁防止を図るとともに、生産性の高い農業の実現と農村の健全な発展を図るうえで欠くことのできない事業です。

昭和62年の立待地区の事業開始から、平成19年度末に吉川東地区の整備を終え供用開始したことで、計画区域全域の整備が完了しました。

令和6年度末現在の利用可能人口は12,093人であり、農業集落排水施設を利用している一般家庭は4,094世帯であり、水洗化率は94.4%となっています。

表 3-4-2-28 農業集落排水事業の概要

地区名	集落名	事業年度	計画戸数 (戸)	計画人口 (人)	管渠延長 (m)	供用開始	計画汚水量 日平均 (m ³ /日)
立 待	石田上 石田中 石田下	昭和 62～ 平成 8	474	2,440	L = 14,154.8	平成 4 年 12 月 1 日	658.8
豊	上野田 下野田 上氏家 下氏家 相生	平成 2～ 平成 8	660	2,950	L = 15,229.3	平成 7 年 4 月 1 日	796.5
吉 川	川 去 持明寺 西大井 二丁掛 田 村 冬 島	平成 6～ 平成 11	790	3,650	L = 22,984.0	平成 12 年 1 月 1 日	985.5
豊 西	石生谷 和田 和 漆 原	平成 9～ 平成 13	281	1,890	L = 11,433.3	平成 13 年 4 月 1 日	510.3
日野川西	熊 田 当 田 鳥 井 下 司 青武台	平成 10～ 平成 17	438	2,730	L = 14,193.9	平成 17 年 4 月 1 日	737.1
吉川東	平 井 小 泉 大 倉 吉 田 あおい 若 葉 石田上	平成 12～ 平成 19	867	3,400	L = 26,249.0	平成 20 年 4 月 1 日	918.0
合計	28 町内		3,510	17,060	L = 104,244.3		4,606.2

ウ 合併処理浄化槽

この事業は合併浄化槽の普及促進を行い、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の向上を図ることを目的としています。

公共下水道および農業集落排水事業の区域外の地域において、50人槽以下の合併処理浄化槽（変則合併処理浄化槽については、20人槽以下）を設置しようとする者に対して補助を行っています。

補助基本額 対応限度額×基数
財 源 国費、県費、市費 それぞれ 1/3

表 3-4-2-29 合併処理浄化槽設置補助実績 (件)

区分 (人槽)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
5	12	2	2	16
6～7	1	1	1	3
8～10	1	0	0	1
11～20	0	0	0	0
21～30	0	0	0	0
31～50	0	0	0	0
合 計	14	3	3	20

3 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 騒音・振動・悪臭の現況

ア 騒音に係る環境基準

表 3-4-3-1 一般地域に係る環境基準 (単位：dB)

地域の 類型	時間の区分		当該地域
	[昼間] 6:00～22:00	[夜間] 22:00～(翌朝)6:00	
AA	50以下	40以下	療養施設、社会福祉施設等が 集合して設置されている地域 など特に静穏を要する地域
A	55以下	45以下	専ら住居の用に供される地域
B			主として住居の用に供される 地域
C	60以下	50以下	相当数の住居と併せて商業、 工業等の用に供される地域

※地域類型区分図は図 3-4-3-1 のとおり

※A：都市計画法に基づく、第1種・第2種低層住居専用地域および第1種・第2種中高層住居専用地域。

B：都市計画法に基づく、第1種・第2種住居地域および準住居地域。

C：近接商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域。

※上記環境基準については、等価騒音レベルが各時間の区分の基準値を超えないものとする。

表 3-4-3-2 道路に面する地域に係る環境基準 (単位：dB)

地域の区分	時間の区分	
	[昼間] 6:00～22:00	[夜間] 22:00～(翌朝)6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

※AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。

※時間の区分は一般地域に係る騒音の環境基準と同様である。

表 3-4-3-3 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例 (単位：dB)

[昼間] 6:00～22:00	[夜間] 22:00～(翌朝)6:00
70以下	65以下

※個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準([昼間]45デシベル以下、[夜間]40デシベル以下)によることができる。

※幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。

※近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下の道路にあつては15メートル、2車線をこえる道路にあつては20メートルまでをいう。

※時間の区分は一般地域に係る騒音の環境基準と同様である。

イ 騒音に係る要請限度

表 3-4-3-4 自動車騒音に係る要請限度 (単位：d B)

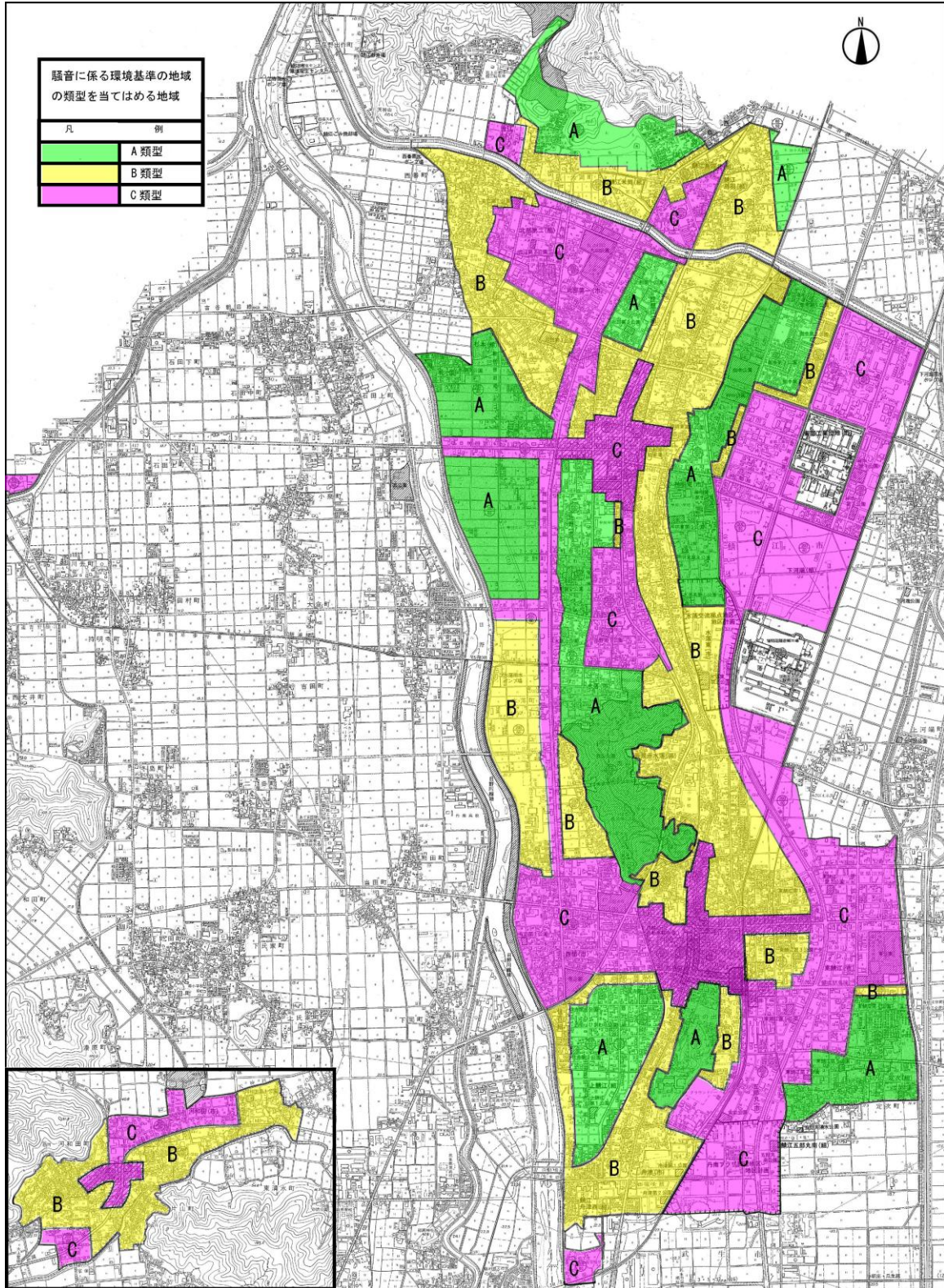
区域の区分	時間の区分	[昼間]	[夜間]
		6:00~22:00	22:00~(翌朝)6:00
a 区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75	70

※ a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

図 3-4-3-1 騒音に係る環境基準区分図



ウ 振動に係る要請限度

表 3-4-3-5 道路交通振動に係る要請限度 (単位：dB)

区域の区分	時間の区分	[昼間] 6:00～22:00	[夜間] 22:00～(翌朝)6:00
第 1 種 区 域		6 5	6 0
第 2 種 区 域		7 0	6 5

※第1種区域および第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域および住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域および主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

なお、学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路にあける限度は、道標に定める値から5デシベル減じた値とする。

エ 道路交通騒音、振動

市内幹線道路5路線6地点(表3-4-3-6、図3-4-3-2)で道路交通騒音の定点測定を実施しました。

また、騒音規正法第18条の規定による自動車騒音の常時監視義務のある国道、県道および北陸自動車道ならびに環境基準を達成していない市道について、実施計画に基づき面的評価を実施しています。令和6年度は、一般国道8号線の鳥羽町～御幸町2丁目、五郎丸町～定次町、一般国道417号線の有定町3丁目～糺町(表3-4-3-8)の3区間にて、面的評価調査を実施しました。

※「面的評価」とは、道路端における騒音レベルの測定値、道路構造、及び周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、実際に道路付近(道路端から50mまで)に立地する住居での騒音レベルが環境基準値以下かどうかを評価するものである

表 3-4-3-6 令和6年度 道路交通騒音測定地点

路線名	測 定		車線数	都市計画法 用途地域	環境基準 類 型	測 定期間
	No.	地 点				
県道青野鯖江線	1	北野町1丁目	2	準工業	C	2024.10.01～ 2024.10.04
県道西尾鯖江 停車場線	2	定次町	2	第1種中高層 住居専用	A(特)	2024.10.08～ 2024.10.11
	3	日の出町	2	準工業	C	2024.10.08～ 2024.10.11
市道染南線	4	神中町2丁目	2	工業	C	2024.09.30～ 2024.10.03
市道鯖江駅北線	5	旭町4丁目	2	第1種 住 居	B	2024.10.08～ 2024.10.11
市道丸山北野線	6	三六町1丁目	2	近 隣 商 業	C	2024.10.29～ 2024.11.01

表 3-4-3-7 令和6年度 道路交通騒音の測定結果

路線名	測定地点		測定結果		環境基準		要請限度	
			L _{Aeq} (dB) ※注1		L _{Aeq} (dB)		L _{Aeq} (dB)	
	No.		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
県道青野鯖江線	1	北野町1丁目	65	59	70	65	75	70
県道西尾鯖江 停車場線	2	定次町	63	55	70	65	75	70
	3	日の出町	66	58	70	65	75	70
市道染南線	4	神中町2丁目	63	54	65	60	75	70
市道鯖江駅北線	5	旭町4丁目	62	53	65	60	75	70
市道丸山北野線	6	三六町1丁目	62	52	65	60	75	70

※ 注1：「測定結果」欄中、太字の数字は環境基準を、背面塗りつぶしは要請限度を超過したことを示します。

昼間：午前6時から午後10時までの時間帯

夜間：午後10時から午前6時までの時間帯

表 3-4-3-8 令和6年度 道路交通騒音の面的評価結果

年度	路線名	評価区間	評価対象 住居等戸数	環境基準達成率 [%]						評価区間の 延べ長さ [m]
				昼間・夜間 とも達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間・夜間 とも 基準値超過	昼間について 達成	夜間について 達成	
R 6	一般国道 8号線	鳥羽町～御幸町2丁目	282	94.0	0.0	0.0	6.0	94.0	94.0	1600
	一般国道 8号線	五郎丸町～定次町	63	92.6	0.0	0.0	7.4	92.6	92.6	1000
	一般国道 417号線	有定町3丁目～糺町	46	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	2800

道路交通騒音の測定結果は、市内幹線道路5路線6地点の定点測定地点では環境基準および騒音規制法第17条に基づく要請限度を下回っていました。（表3-4-3-7）

面的評価調査の測定結果は、一般国道8号線の鳥羽町～御幸町2丁目では昼間と夜間における環境基準達成率は94.0%、同路線の五郎丸町～定次町では昼間・夜間ともに92.6%、一般国道417号線の有定町3丁目～糺町では昼間・夜間とも100%の達成率となりました。（表3-4-3-8）

道路交通騒音と同時に道路交通振動を測定しました。道路交通振動の結果を振動規制法第16条に基づく要請限度と比較すると、全地点で要請限度以下となりました。（表3-4-3-9）

表 3-4-3-9 令和6年度 道路交通振動の測定結果

路線名	測定地点		測定結果		要請限度	
			L_{10} (dB)		L_{10} (dB)	
	No.		※注1			
			昼間	夜間	昼間	夜間
県道青野鯖江線	1	北野町1丁目	30 ○	30未満 ○	70	65
県道西尾鯖江 停車場線	2	定次町	38 ○	30 ○	65	60
	3	日の出町	38 ○	30 ○	70	65
市道染南線	4	神中町2丁目	44 ○	30 ○	70	65
市道鯖江駅北線	5	旭町4丁目	35 ○	30未満 ○	65	60
市道丸山北野線	6	三六町1丁目	30未満 ○	30未満 ○	70	65

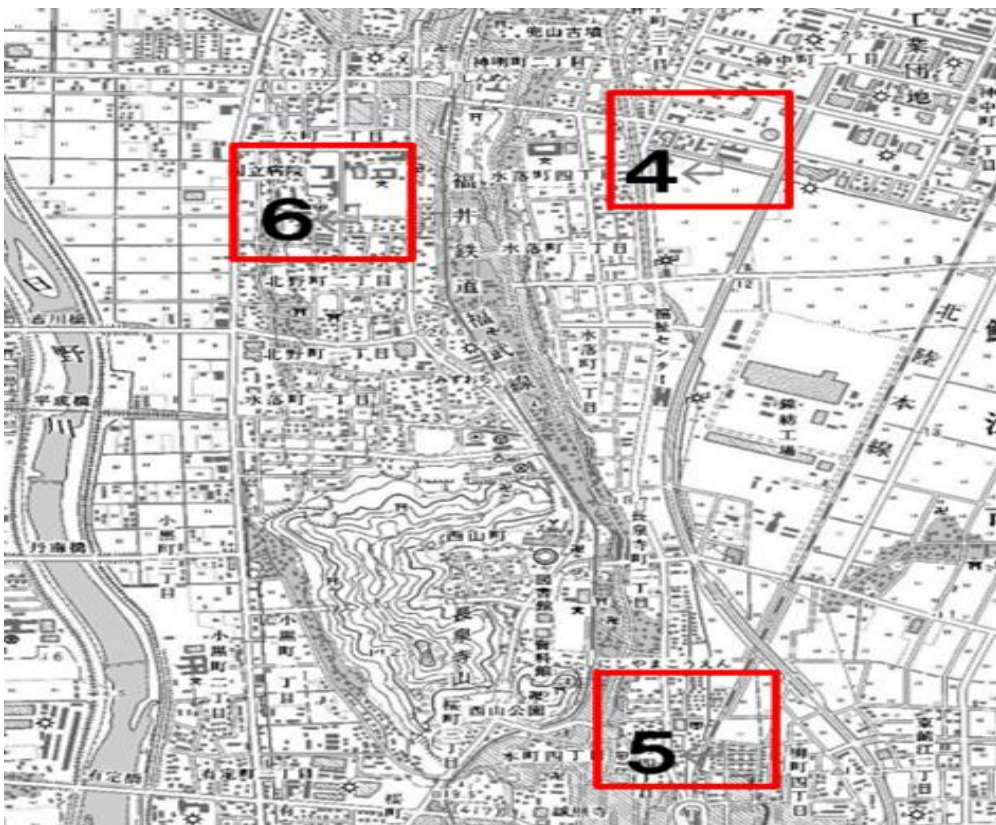
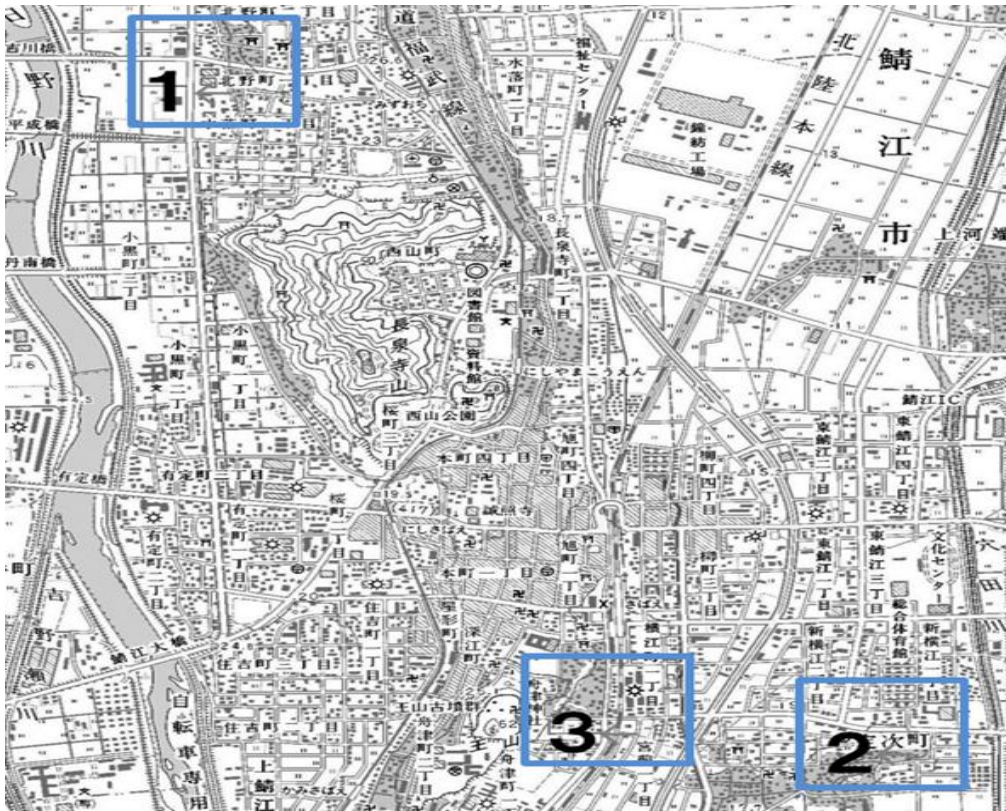
※ 注1：「測定結果」欄中、上段の数値は測定結果を、下段の○は要請限度達成、△は要請限度を超えたことを示します。

昼間：午前6時から午後10時までの時間帯

夜間：午後10時から午前6時までの時間帯

等価騒音レベル (L_{Aeq})	騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合（非定常音、変動騒音）に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものある。
L_{10}	不規則かつ大幅に変動する振動の変動幅を表す量。ある実測時間内に振動レベルを一定個数サンプリングした場合、すべての測定値を大きさの順に並びかえて大きい方から10パーセント目の数値を80パーセントレンジ上端値といい、90パーセント目の数値を80パーセントレンジ下端値という。「自動車振動の要請基準」では、測定結果の評価に80パーセントレンジの上端値（ L_{10} ）を採用している。

図 3-4-3-2 道路交通騒音・振動測定地点



オ 自動車専用道路交通騒音

騒音に関する住民からの要望を受け、北陸自動車道に沿った市内4地点で、夜間の時間帯に交通騒音、交通量を調査し、その結果をもとに必要なに応じた中日本高速道路(株) (旧日本道路公団) への防音壁設置要望を行っています。また、当該年度に設置されない場合には、次年度以降も継続して調査、要望を行っています。

表 3-4-3-10 令和6年度 北陸自動車道交通騒音調査結果

調査地点		用途地域	環境基準	要請限度	測定時間帯	測定結果	
			L _{Aeq} (dB)	L _{Aeq} (dB)		測定値	
						L _{Aeq} (dB)	L ₅₀
定次町	住宅地南側	第一種中高層住居専用地域	55	65	夜間	57	53
東鳥羽町	佐々木製作所北側	指定なし	適用なし		夜間	51	50
舟枝町	高年大学西側	指定なし	適用なし		夜間	54	53
新町	市営住宅南側	指定なし	適用なし		夜間	53	52

カ 新幹線鉄道騒音 (追加案)

新幹線鉄道騒音については、地域の類型ごとに環境基準 (表 3-4-3-11) が定められています。北陸新幹線 (金沢~敦賀駅間) の開業にあたり、騒音測定を実施しました。令和6年度の結果は表 3-4-3-12 のとおりです。

表 3-4-3-11 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70デジベル以下
II	75デシベル以下

※ Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域

IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

表 3-4-3-12 令和6年度の北陸新幹線鉄道騒音結果

調査場所	測定地点側の軌道 (上り線・下り線の別)	地域類型	測定結果[25m] (dB)		平均列車速度 (km/h)	
			騒音評価値	振動評価値	騒音	振動
鯖江市吉谷町付近	下	I	72	48	252	251
鯖江市中野町付近	下	I	72	49	244	223
鯖江市中野町付近	下	I	74	46	239	241
鯖江市下新庄町付近	上	I	71	44	232	244

キ 悪臭の実態調査

令和6年度は、1事業所に対して実態調査を実施しました。

(2) 騒音・振動・悪臭防止対策

ア 道路交通騒音

一般道路については、毎年、幹線道路、生活道路を対象に定点調査を実施し、継続して環境基準を超過している箇所（区間）については、面的評価調査を実施しています。

北陸自動車道については、測定結果をもとに必要な応じて防音壁の設置を継続して道路管理者である中日本高速道路㈱へ要望をしています。

イ 道路交通振動

現在のところ、特に振動の大きい地点は見つかっていませんが、今後も継続して測定を実施して状況を把握します。また、必要な応じて関係機関に改善を要請していきます。

ウ 新幹線鉄道騒音

基準を超過した場合には県や沿線市町と連携し、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して騒音対策の徹底を要請していきます。

エ 騒音・振動・悪臭の規制

(ア) 法による規制

a 騒音

騒音規制法では、規制地域内（図 3-4-3-3）で、一定の定格出力以上の金属加工機械・空気圧縮機・織機等の特定施設を設置する工場・事業場に対して、規制基準が適用されます。

b 振動

振動規制法では、規制地域内（図 3-4-3-4）で金属加工機械・圧縮機・織機等の特定施設を設置する工場・事業場に対して規制基準が適用されます。

c 悪臭

悪臭による影響は騒音・振動の場合と同様に広域的ではなく、比較的発生源の周辺に限られることから、規制する地域内（図 3-4-3-5）にある工場・事業場の事業活動に伴い発生する物質について規制しています。規制基準は、敷地境界における規制と排出口・排水における規制があります。

（表 3-4-3-13）

図 3-4-3-3 騒音規制法規制地域図

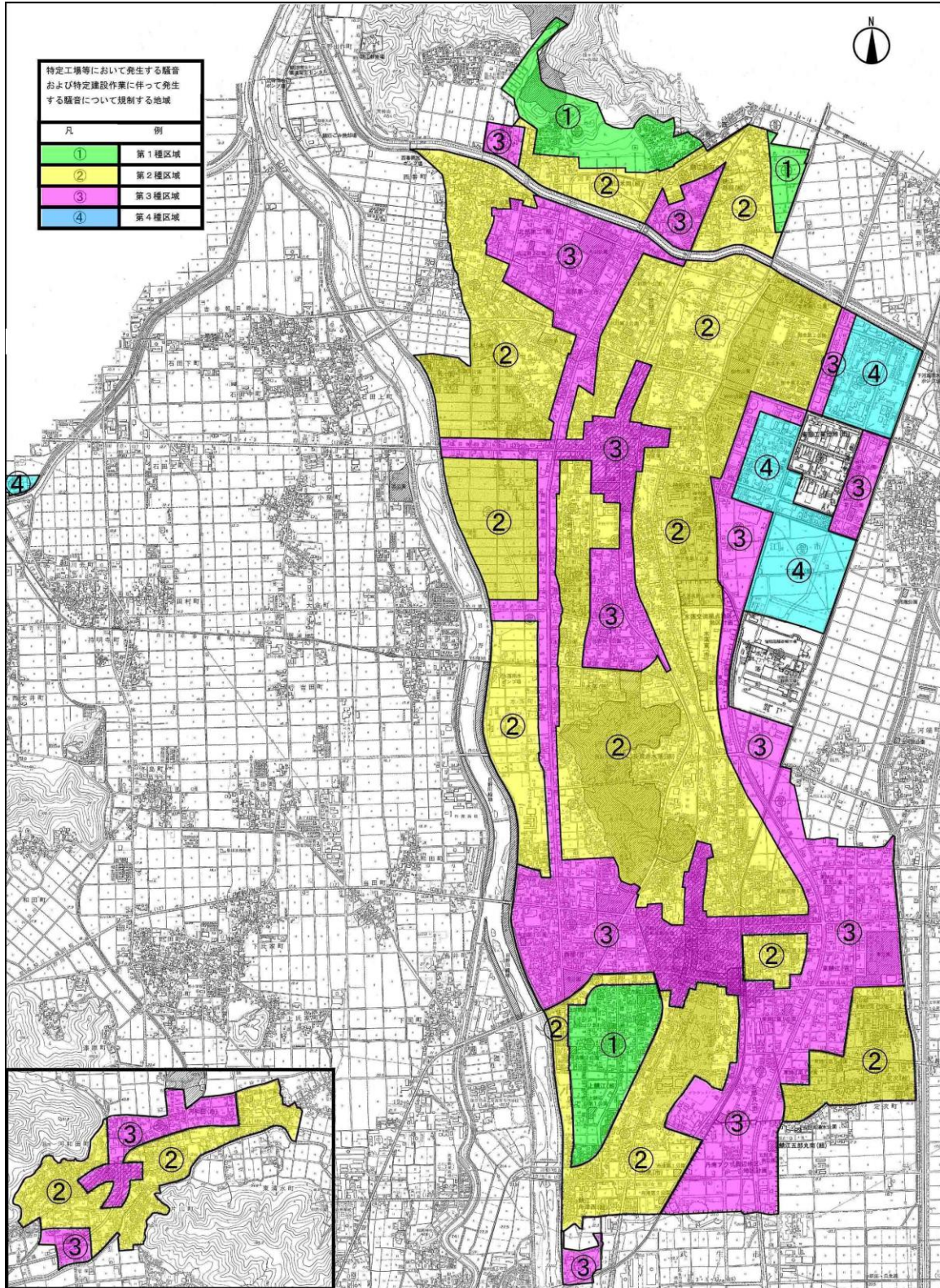


図 3-4-3-4 振動規制法規制地域図

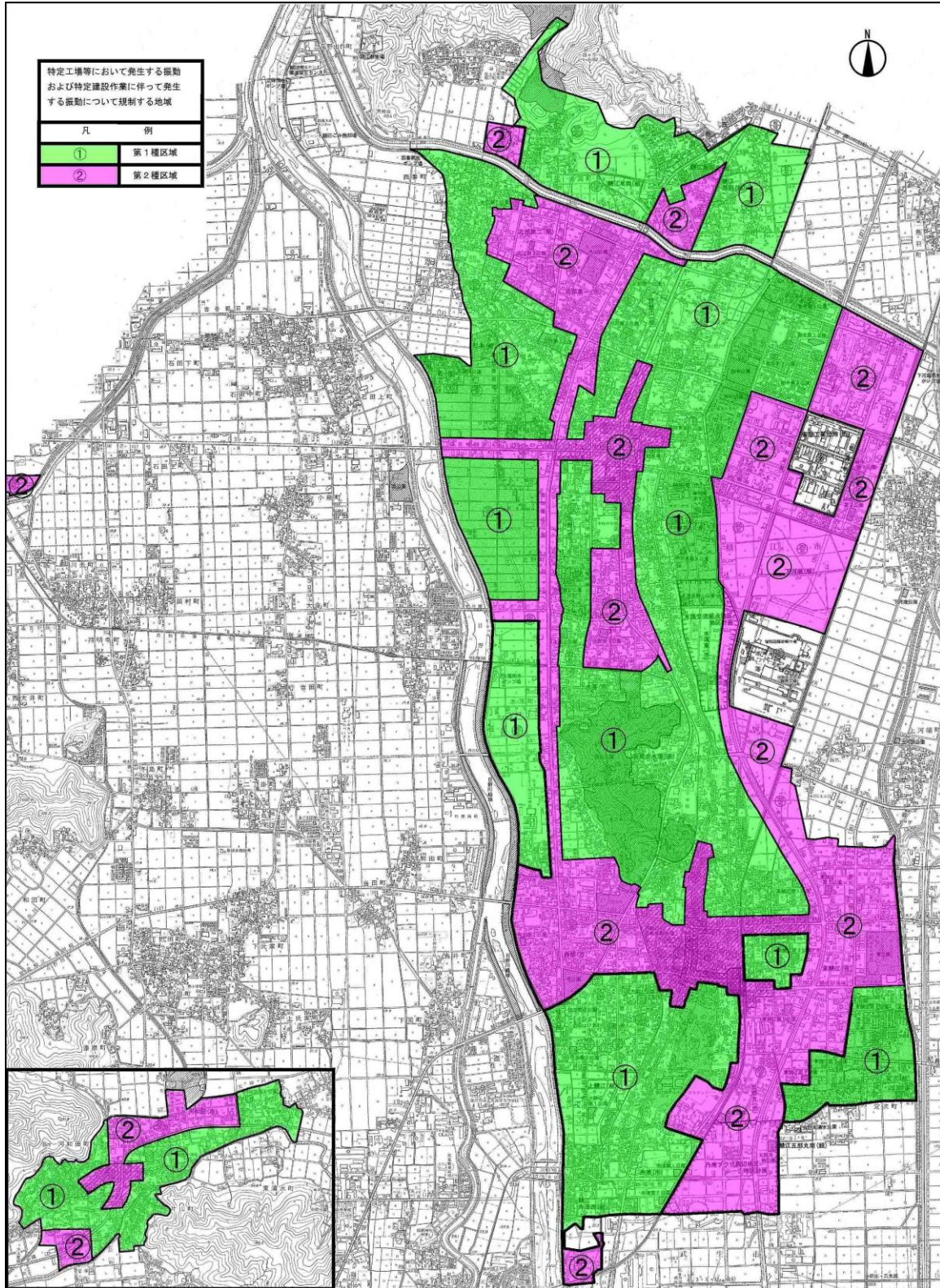


図 3-4-3-5 悪臭規制地域区分図

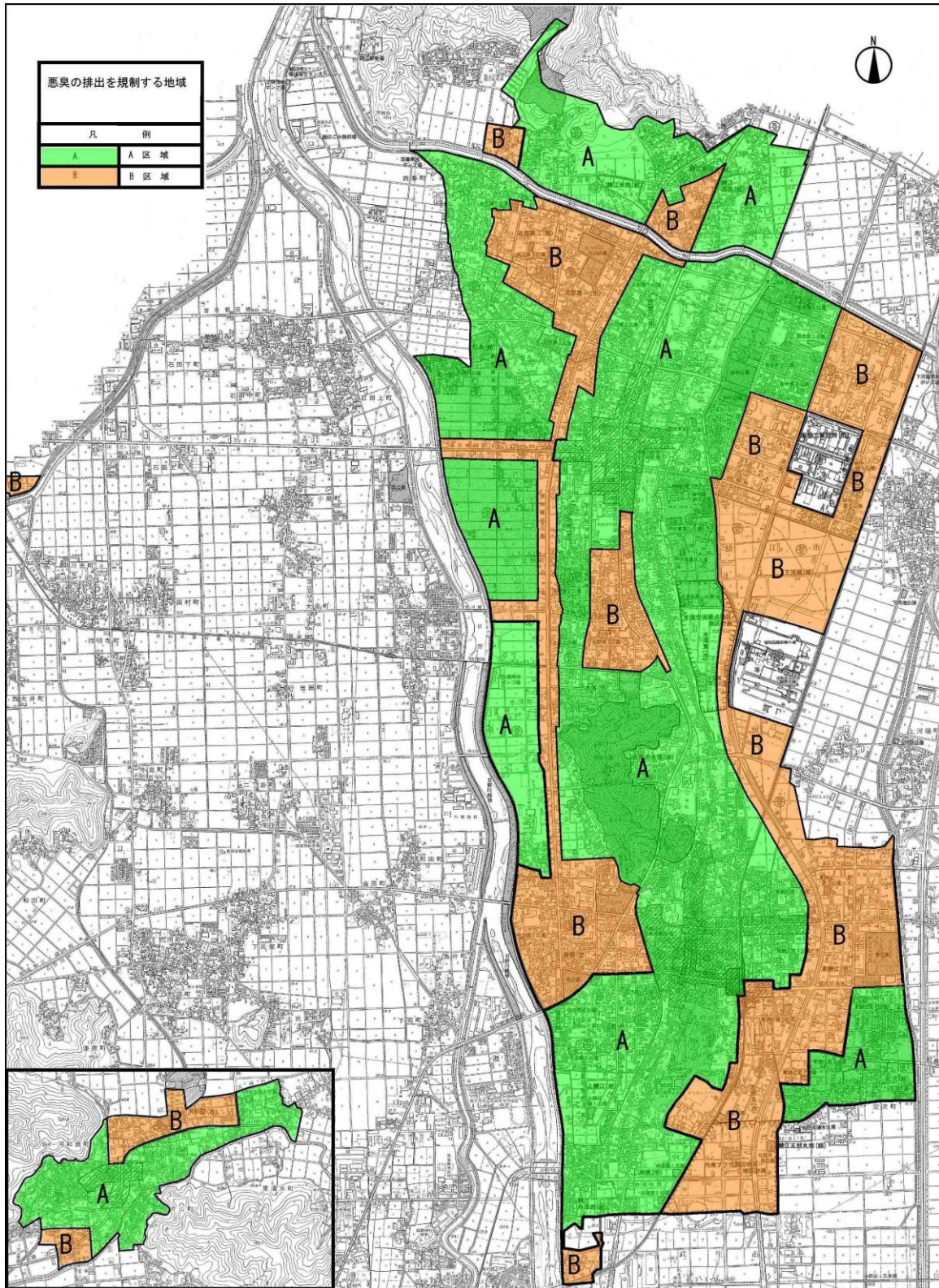


表 3-4-3-13 悪臭物質と規制基準

(単位：ppm)

悪臭物質	規制基準		排出口規制	排出水規制
	A区域	B区域		
ア ン モ ニ ア	1	2	○	
メ チ ル メ ル カ ブ タ ン	0.002	0.004		○
硫 化 水 素	0.02	0.06	○	○
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05		○
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.003		○
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02	○	
ア セ ト アル デ ヒ ド	0.05	0.1		
プ ロ ピ オ ン アル デ ヒ ド	0.05	0.1	○	
ノ ル マ ル プ チ ル アル デ ヒ ド	0.009	0.03	○	
イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.02	0.07	○	
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	0.009	0.02	○	
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	0.003	0.006	○	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	○	
酢 酸 エ チ ル	3	7	○	
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1	3	○	
ト ル エ ン	10	30	○	
ス チ レ ン	0.4	0.8		
キ シ レ ン	1	2	○	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07		
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002		
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002		
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004		

【A区域】

規制区域のうち、都市計画法による用途が、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

【B区域】

規制区域のうち、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

(イ) 条例による規制

a 騒音

騒音については、鯖江市公害防止条例により騒音規制法の特定工場以外であって、騒音に係る問題を生ずるおそれのある工場・事業場に対しても規制基準（表 3-4-3-14）を設定しています。

表 3-4-3-14 騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	55	60	55	55

※この規制基準は、定格出力の合計が3.75キロワット以上の原動機を使用する特定工場について適用する。

※「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」、「第4種区域」および「その他の区域」とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

第1種区域：都市計画法に掲げる第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域として定められた区域

第2種区域：都市計画法に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域または準住居地域として定められた区域

第3種区域：都市計画法に掲げる近隣商業地域、商業地域または準工業地域として定められた区域

第4種区域：都市計画法に掲げる工業地域として定められた区域

その他の区域：前各号に掲げる区域以外で工業専用地域を除く区域

また、商業宣伝を目的として使用する拡声機についても、鯖江市環境市民条例において使用基準（表 3-4-3-15）を定めています。

表 3-4-3-15 拡声機の使用基準

拡声機の区分	使用基準
屋外で建物等に固定して 拡声機を使用するとき	① 午後9時から翌日の午前8時までの間は 拡声機を使用しないこと。 ② 1時間につき、連続して15分以上休止 すること。
屋外で移動して拡声機を使用するとき	① 午後9時から翌日の午前8時までの間は 拡声機を使用しないこと。 ② 1地点に停止して15分以上連続して拡 声機を使用しないこと。

b 振動

振動については、条例による規制はないが、振動規制法の適用を受けない場合についても、同法の規制基準を目安に指導を行っています。

c 悪臭

鯖江市公害防止条例では、規制地域を限定しないで、畜産関係の一定規模以上の飼養施設等を有する事業場を対象に、臭気強度表示法による規制基準(表 3-4-3-16)や畜舎等の清潔維持のための維持管理基準(表 3-4-3-17)を設けて規制しています。

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚的な被害を与えるものであり、各個人が不快に感じる悪臭の程度には差があります。

また、令和 6 年度に市へ入った悪臭についての苦情の件数は、8 件ありました。

表 3-4-3-16 悪臭に係る規制基準

項目	許容度
悪臭	特定工場の敷地境界線上において臭気強度表示法による臭気強度 0 度(無臭)から 3 度(らくに感知できる臭い)までとする

臭気強度	臭気の程度
0	無臭
1	やっと感知できる臭い
2	何の臭いであるかわかる弱い臭い
3	らくに感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

表 3-4-3-17 家畜の飼養施設に係る施設および維持管理基準

家畜の飼養施設の種類	維持管理基準
牛豚を飼養する飼養施設の基準	<p>ア 床は不浸透性材料で作られ、これに適切な勾配と配水みぞが設けられていること。</p> <p>イ 内壁は飼養し、または収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ清掃に支障をきたさない構造を有すること。</p> <p>ウ 内部は清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>エ 床の周辺の地面で、汚物または汚水が飛散するおそれがある個所は不浸透性材料で被覆され、これに適切な勾配と配水みぞが設けられていること。</p> <p>オ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>カ 汚物処理設備として汚物だめおよび汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合は汚水だめを有することを要しない。</p> <p>キ 汚物だめおよび汚水だめは不浸透性材料で作られ、かつ密閉することができる覆いが設けられていること。</p>

	<p>ク 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置に通ずる排水みぞが設けられていること。</p> <p>ケ 排水みぞは、不浸透性材料で作られ、かつ適当な覆いが設けられていること。</p>
鶏を飼養する飼養施設の基準	<p>ア 内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>イ 鶏の家きん舎の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。</p> <p>ウ 汚物処理施設として汚物だめおよび汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合は、汚水だめを有することを要しない。</p> <p>エ 鶏の家きん舎の床は、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。</p> <p>オ 汚物だめ、および汚水だめは不浸透性材料で作られ、かつ密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>カ 鶏の家きん舎から汚物だめ、汚水の浄化装置に通ずる排水みぞが設けられていること。</p> <p>キ 排水みぞは、不浸透性材料で作られ、かつ適当な覆いが設けられていること。</p>
家畜の飼養施設に係る付属施設	<p>(1) 鶏ふん乾燥施設</p> <p>ア 完全に乾燥させることができる構造の乾燥施設が設けられていること。</p> <p>イ 乾燥により発生する臭気を処理することができる適当な広さと高さの煙突が設けられていること。</p> <p>ウ 鶏ふん乾燥施設を有する建物の構造は、完全に密閉できる構造とすること。</p> <p>(2) 家畜の飼養煮沸施設</p> <p>ア 床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。</p> <p>イ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられていること。</p> <p>ウ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>エ 煮沸施設を有する建物は、密閉することができ、かつ飼料の取扱量に応じ適当な容量の容器が備えられていること。</p> <p>(3) 鶏の解体処理施設</p> <p>ア 解体室を有すること。</p> <p>イ 解体室の床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。</p> <p>ウ 解体室には採光設備および洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>エ 汚物処理設備として汚物だめならびに汚水だめ、または汚水の浄化装置を有すること。</p> <p>オ 汚物だめおよび汚水だめは不浸透材料で作られ、かつ密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>カ 汚物だめおよび汚水だめの周辺の地面で汚物を搬入し、または汚水をくみだす際に汚物または汚水が飛散するおそれがある箇所は不浸透性材料で被覆されていること。</p> <p>キ 解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置に通ずる排水みぞが設けられていること。</p> <p>ク 排水みぞは不浸透性材料で作られ、かつ適当な覆いが設けられていること。</p> <p>ケ 犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p>

※この表に掲げている設備基準は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の規定の適用を受けている家畜飼養施設については、これを適用しない。

(ウ) 環境保全協定による規制

環境保全協定締結工場の中で、騒音に係る問題の生じやすい工場については、騒音の基準値を設定して規制を行っています。

なお、当該工場・事業場が、都市計画法に基づく用途地域の指定がされていない区域や工業専用地域に該当する区域に設置されている場合は、鯖江市公害防止条例に基づく基準値をあてはめて、規制基準値を設定しています。

4 化学物質による汚染の防止

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の大気、水質、土壌の環境基準が平成12年1月15日から適用され、汚染状況の評価と対策が本格的に進められることとなりました。環境基準は表3-4-4-1のとおりです。

表 3-4-4-1 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準	適用範囲	達成期間
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない	・環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	公共用水域および地下水について適用する	・環境基準が達成されている地域若しくは、水域にあっては、その維持に努めること。
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	公共用水域の水底の底質について適用する	
土壌	1000pg-TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない	・土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合においては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

※3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

※4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

※5 公共用水域底質に係る環境基準は、平成14年9月1日から施行された。

(2) 環境調査結果の状況

令和6年度は大気1地点、河川水質6地点でダイオキシン類濃度について調査しました。その結果、すべてにおいて、環境基準を下回っていました。調査結果を表3-4-4-2に示します。

表 3-4-4-2 令和6年度 ダイオキシン類調査結果

調査種別	調査地点	調査結果	単位
大気 一般地域	石田上公民館 屋上	0.0039	pg-TEQ/m ³
水質 河川	日野川 (石田橋)	0.059	pg-TEQ/L
	浅水川 (天神橋)	0.078	
	鞍谷川 (浮橋)	0.057	
	黒津川 (水門)	0.061	
	吉野瀬川 (下司橋)	0.049	
	穴田川 (榛木橋)	0.059	

5 自然環境の保全

市は、令和4年3月に望ましい環境像「人と生きものが仲よくらせるまち」の実現を目指した「鯖江市環境基本計画（改訂版）」を策定しました。同計画には、自然環境を保全するための事項について、以下のとおり規定しています。

- ・森林資源の有効活用と環境保全に配慮した持続可能な森づくり
- ・里地里山の保全
- ・自然とのふれあいの推進
- ・野生鳥獣の保護管理の推進
- ・動植物の保護と生息環境の保全
- ・法規制等による自然環境の保全
- ・市街地等における緑地の確保と景観の保全
- ・歴史・文化遺産の保全と活用

鯖江市の良好な環境を育てていくためには、市民・環境団体・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を十分に認識した上で、環境保全に向けて一体となって取り組んでいくことが必要です。

(1) 湧水の保全

市内には、16箇所の湧水が確認されています。その中でも、上河内町の「桃源清水」と「三場坂清水」、米岡町にある「榎清水」、定次町にある「許佐羅江清水」、上戸口町にある「刀那清水」の5箇所は、鯖江の名水として市民に親しまれています。

市では、これらの清水を安心して利用していただくため、水質検査を定期的実施しています。

【桃源清水：とうげんしょうず】

桃源清水は、河和田地区に市の水道が無かったころ、鯖江市東北部の人たちから飲料水として利用され、地域の人たちに親しまれていました。しかし、平成16年7月の福井豪雨により被災し、利用できなくなりました。しかし、平成18年の春、地域の総力により新たに「桃源郷」として復興しました。その昔、継体天皇が水源を求めてこの郷へ来られた折、河内桃を取ろうとして冠を破損し、地元の塗り職人にその冠を直してもらったという伝説があります。このことが縁で大王が河和田漆器に深く関心を持つようになったことから、地元では桃源清水を大王聖水とも呼んでいます。地域住民はもとより、市内外からこの地を訪れる人も多いです。



【三場坂清水：さんばざかしょうず】

上河内町には、継体天皇が山中に薄墨桜（エドヒガン桜）を植えたという伝説があり、この薄墨桜は昭和46年に市指定文化財（天然記念物）となっています。三場坂清水は、岩清水とも呼ばれるように、岩から湧き出る清水であり、薄墨桜の場所へ行く登り口のところにあります。



また、平成 21 年には、地元の人たちの手により、清水へ向かう山道沿いに古くからアワや稗を挽くために用いられていた「バッテリー水車」が復元され、昔ながらの風情が残されています。

【榎清水：えのきしょうず】

榎清水は、1645 年に福井藩の支藩として誕生した吉江藩（1674 年まで）の藩主松平昌親公によって整備され、藩のお泉水として利用するため、笏谷石で三つの仕切りに囲み、飲み水と洗濯場に分けられていたとされています。また、吉江藩の藩士であった杉森信義の次男として生まれた信盛（幼名 次郎吉、後の近松門左衛門）が、幼少期の十数年を吉江で過ごし、この清水で仲間とともに水遊びに興じたとも伝えられています。

吉江藩が廃藩となった後も、地域の人々の生活用水として大切に守られ、今日まで一度も涸れることなく清らかな水を満たし続けており、南にある蓮池とともに地域住民に愛され親しまれています。



【許佐羅江清水：こさらえしょうず】

1419 年に書かれた「舟津社記」によれば、991 年の夏に大干ばつとなった際、舟津神主が、夢の中に現れた神様が詠んだ和歌を清書し、七箇所埋めると忽然として水が湧き出したと伝えられています。これらは、舟津七清水と呼ばれ、豊富な湧水池があったと知られています。許佐羅江清水は、この舟津七清水のひとつであり、主に農業用水として利用され、かつてはきれいな冷水を好むトミヨという魚が生息していました。現在、湧水量は少なくなったものの、他の湧水池が枯渇あるいは消滅するなかでその姿をとどめ、当地域の水資源の豊かさを示す貴重な史跡として平成 23 年に鯖江市指定の文化財に登録されました。



【刀那清水：となしょうず】

刀那清水が湧水する上戸口町は、三峯山（標高 404 メートル）のふもとに位置します。

この三峯山には、南北朝時代に南朝軍の武将である新田義貞の弟、脇屋義助が築いた三峯城跡があり、この城跡からは戦国時代に栄えた朝倉氏遺跡がある一乗谷が一望できます。

さらに、湧水地のある上戸口町の谷の奥には戸口滝（刀那の滝）があり、清流として知られています。また、戸口滝の付近には通称「イボ落とし岩」と呼ばれる岩があります。これは、巨岩の上部に開いた窪みに水がたまっていて、この水を患部につけるとイボがとれるという伝承から名付けられています。



(2) 環境保全区域

鯖江市環境市民条例の規定に基づき、平成21年4月に河和田地域の豊かな自然と地域の人たちが共生できる環境づくりを支援するため、以下の区域を「環境保全区域」に指定しました。区域内における一定の事業に対して、事業者へ届出を義務付け、環境への影響を監視することによって、区域内の環境の将来的な保全を行ってまいります。環境保全区域は以下のとおりです。

【ゲンジボタルの里】

金谷川（中山公園東側）

約0.35km（面積：4304.8km²）の区域

【オシドリの里】

河和田川（天神川合流点から河和田橋）

約1.1km（面積：27275.8km²）の区域

なお、指定期間は平成31年3月31日～令和11年3月31日までとなります。

また、平成21年度から河和田川、天神川および金谷川において水質検査を実施しています。令和6年度の検査結果は以下のとおりです。

表 3-4-5-1 令和6年度 河和田地区河川水質調査結果

測定地点		調査項目								
		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	溶存酸素量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	大腸菌数 CFU/100mL	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	非イオン界面活性剤 (mg/L)
		4回測定の 平均値	4回測定の 75%値	4回測定の 平均値	4回測定の 平均値	4回測定の 90%水質値	2回測定の 平均値	2回測定の 平均値	2回測定の 平均値	2回測定の 平均値
河和田川	旭橋	7.8	0.5	9.7	1.0	41	0.57	0.024	0.01	0.1未満
	太郎丸橋	7.9	<0.5	9.4	1.8	2,900	0.48	0.043	0.01	0.1未満
	河和田橋	7.9	<0.5	9.5	2.5	1,200	0.52	0.053	0.02	0.1未満
天神川	大上宮橋	7.8	0.7	9.0	4.3	2,100	0.59	0.060	0.02	0.1未満
金谷川	公園東橋	7.9	0.5	9.6	4.0	580	0.43	0.032	0.02	0.1未満

(3) 市民との協働による清掃活動の実施

市では、平成17年度から毎年3月中旬に各町内で実施される「市民クリーンデー」に合わせて「日野川クリーンアップ作戦」を実施し、日野川の堤防や法面に投棄されたごみの回収を行っています。

市では、今後も継続して清掃作業を実施し、環境美化活動の輪を広げていきたいと考えています。

(4) 日野川(支流を含む)を清く美しくする会

日野川(支流を含む)を清く美しくする会は、昭和47年に設立され、市内全戸が会員となっている鯖江市最大の団体です。日野川およびその支流における清掃美化活動や環境美化啓発、自然保護思想の普及啓発活動などを継続して実施しており、主な活動内容は以下のとおりです。

【河川一斉清掃】

5月の最終日曜日に、区長会の協力により、日野川およびその支流の河川敷清掃および草刈りを実施しています。

【河川パトロール】

日野川河川敷をパトロールし、立木やごみの不法投棄、河川敷の不法占拠・使用の現状を把握し、関係行政機関に対策を要望しています。

【さばえ菜花の種蒔き】

河川敷の景観を保全し、河川愛護意識の高揚を図るため、日野川の河川敷等にさばえ菜花の種をまいています。

【河川美化啓発看板の設置・修繕】

水質汚濁防止やごみのポイ捨て禁止を目的とした環境保全意識の啓発のため、市内の各河川に立て看板を設置しています。また、老朽化しているものに関しては、随時修繕を行っています。

【動力草刈機の貸出】

各地区公民館に配置している草刈機を随時貸出しています。

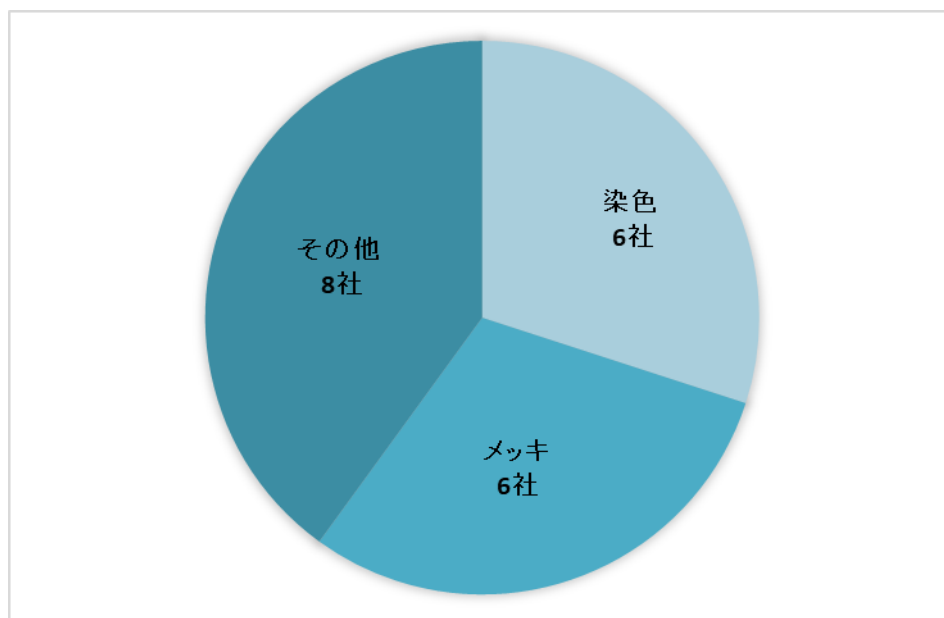
6 環境保全協定

(1) 環境保全協定締結状況

本市では、住民の健康保護と生活環境の保全を目的として、燃料使用量や排水量の多い大規模事業所および有害物質排出事業所などを対象に、環境市民条例第49条に基づき、環境保全協定を締結しています。

令和6年度末の締結工場数は20工場であり、業種別締結状況を図3-4-6-1に示しました。

図 3-4-6-1 業種別環境保全協定締結工場数



(2) 環境保全協定の内容

この環境保全協定では、従来の公害防止協定に規定していた公害防止対策、廃棄物処理対策および規制項目に加え、行政・住民・事業所がともに連携しながら本市の環境の維持・向上を進める内容を協定に規定することで、より包括的な環境保全対策を目指しています。

ア 自主的な環境活動の取り組みを推進

行政や周辺住民と連携をとりながら、事業所自らの環境に対する自覚や配慮、改善活動をすることを求めています。以下に具体的な協定内容を示します。

- ・事業所の環境活動として、望ましい環境像に対する基本の方針の設定、環境保全の向上に寄与する技術の導入、市の行う環境施策への協力、周辺住民が行う環境保全活動への参加など、総合的視点に立った環境活動を行います。
- ・従業員および取引業者等に対する環境教育および自主的な学習の推進に努めます。
- ・事業所自身の活動による環境への影響の把握に努めます。
- ・周辺住民の問い合わせ等に迅速に対応し、必要に応じ説明会等を開催するなど、周辺住民の理解を得るよう努めます。

- ・環境活動の状況およびその評価、今後の計画等を記した環境報告書を毎年度作成し、本市へ提出します。

イ 排出物質の規制・自主監視測定義務

公害関係法令による規制を最低のレベルとし、当該事業所から発生する物質についてより厳しい基準を設定しています。環境保全協定では、公害関係法令で規制されている項目のうち、特に有害であると認められる項目については、工場ごとに個々の排出基準を定めて、法令等の基準値より厳しい数値を設けています。

また、各工場に対して排出する可能性のある有害物質等について、自主監視測定を義務付けています。

これらは、法令等に定められている項目についてのものであり、工場により排出する物質に違いがあるため、測定頻度は工場ごとに設定されていますが、排出危険度の最も高い項目は「1ヵ月に1回以上」、最も低い項目でも「6ヵ月に1回以上」の測定義務を課しています。このように、自主監視測定義務を課すことは、企業の公害防止に対する意識の高揚を図り、公害の発生を未然に防止し、あるいは最小限に抑えるための有効な手段です。

ウ 環境保全協定に基づく立入調査

汚水やばい煙等に係る排出基準の遵守状況については、毎年度当初に前年度の排出状況をもとに、調査計画を立てて定期的に立入調査を実施しています。違反があった場合には、再度、工場に立入り改善指導を行っています。

令和6年度の立入調査結果については、以下のとおりです。

大気 大気環境の保全-(2) 大気環境保全対策-ウ 立入調査 参照

水質 水環境の保全-(2) 公共用水域の水質保全の取り組み-ウ 立入調査 参照

7 苦情の処理

(1) 苦情処理の状況

ア 典型7公害に関する苦情

典型7公害に関する種類別苦情件数、総件数およびそれらの経年変化を図3-4-7-1と表3-4-7-1に示します。

令和6年度の総件数は23件であり、騒音が9件、振動が6件、悪臭が8件となりました。

都市計画法の用途地域別にみると、表3-4-7-2に示すように、居住地域とその他の地域（都市計画法の用途指定がなされていない地域）が多くなっています。

図 3-4-7-1 苦情発生件数の経年変化

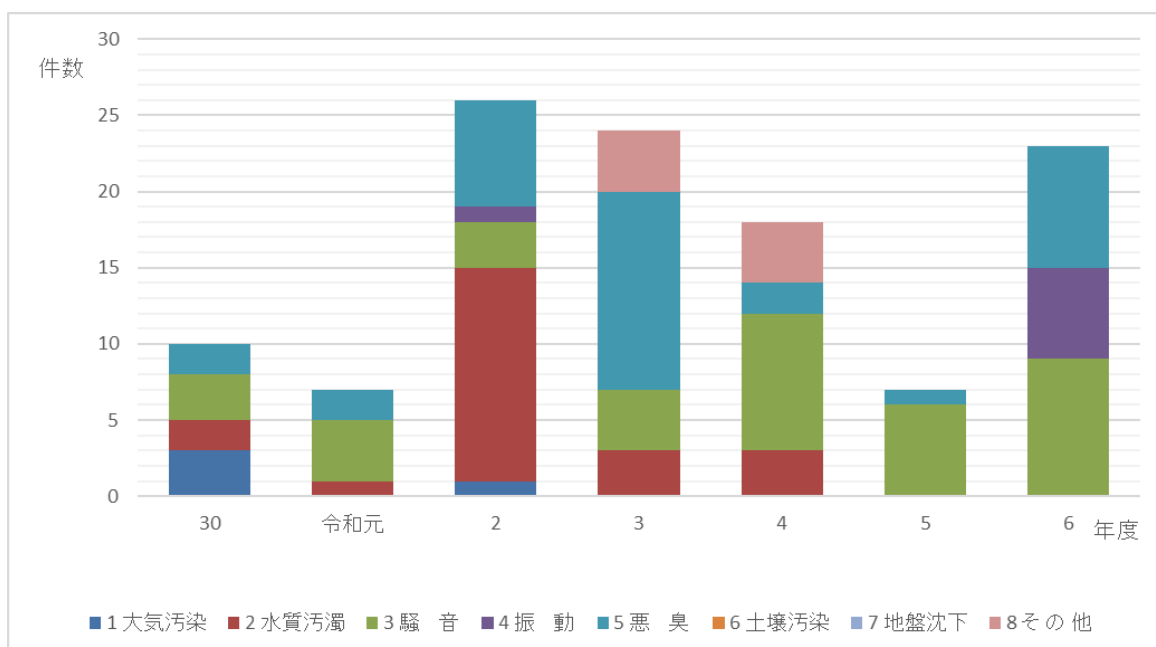


表 3-4-7-1 発生源別苦情発生件数

年 度 \ 種 類	30	令和元	2	3	4	5	6
1 大気汚染	3	0	1	0	0	0	0
2 水質汚濁	2	1	14	3	3	0	0
3 騒音	3	4	3	4	9	6	9
4 振動	0	0	1	0	0	0	6
5 悪臭	2	2	7	13	2	1	8
6 土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
7 地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
6 その他	0	0	0	4	4	0	0
合計	10	7	26	24	18	7	23

表 3-4-7-2 用途地域別苦情発生件数

用途地域 \ 公害等の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
第一種低層住居専用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第二種低層住居専用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種中高層住居専用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第二種中高層住居専用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種住居	0	0	5	3	1	0	0	0	9
第二種住居	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準工業	0	0	1	0	3	0	0	0	4
工業	0	0	0	1	1	0	0	0	2
工業専用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の地域	0	0	3	2	3	0	0	0	8
合計	0	0	9	6	8	0	0	0	23

イ 典型7公害以外の苦情

令和6年度は不法投棄19、動物死骸の処理296件ありました。(表3-4-7-3)

表 3-4-7-3 典型7公害以外の苦情発生件数

種類	件数
不法投棄（市が回収したもの）	19
動物死骸の処理	296
合計	315

(2) 苦情処理対策

令和6年度に環境政策課が受理した苦情件数は、典型7公害以外の苦情を含め338件ありました。これらの苦情については、次のように処理しています。

ア 典型7公害に関する苦情処理

公害関係の苦情の処理は鯖江市公害防止条例に基づき、苦情・陳情について迅速かつ適正な処理をするため、「鯖江市公害苦情処理要綱」(平成14年4月1日施行)を定め、関係各課との連絡調整を行いながら対応しています。

令和6年度中に処理して解決した件数は23件でした。(表3-4-7-4)

表 3-4-7-4 公害関係苦情処理状況

区分 \ 種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
直接処理	0	0	9	6	8	0	0	0	23
他機関へ移送	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	9	6	8	0	0	0	23

イ 典型7公害以外の苦情処理

不法投棄については、区や関連機関と連絡調整を行いながら対応しています。動物の死骸については、道路上等の公共領域に限り市が回収しています。